

## 平成26年第4回訓子府町議会定例会会議録

### ○議事日程(第1日目)

平成26年12月9日(火曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第55号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算(第8号)について
- 第4 議案第57号 平成26年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第5 議案第58号 平成26年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第6 議案第56号 平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第7 議案第59号 平成26年度訓子府町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 第8 議案第60号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第61号 訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第62号 訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第63号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第64号 債権の放棄について
- 第14 認定第1号 平成25年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第2号 平成25年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第3号 平成25年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第4号 平成25年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第5号 平成25年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第6号 平成25年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第20 報告第14号 出納検査結果報告について
- 第21 一 議会の権限に属する軽易な事項の指定について
- 第13 一般質問

○出席議員（10名）

1番	小林	一甫	君	2番	佐藤	静基	君
3番	西山	由美子	君	4番	安藤	義昭	君
5番	上原	豊茂	君	6番	橋本	憲治	君
7番	工藤	弘喜	君	8番	河端	芳惠	君
9番	山本	朝英	君	10番	余湖	龍三	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池	一春	君
副町長	佐藤	明美	君
総務課長	森谷	清和	君
企画財政課長	伊田	彰	君
町民課長	八鍬	光邦	君
福祉保健課長	渡辺	克人	君
農林商工課長	村口	鉄哉	君
建設課長	佐藤	正好	君
上下水道課長	遠藤	琢磨	君
会計管理者	佐藤	純一	君
教育長	林	秀貴	君
管理課長	山内	啓伸	君
社会教育課長	山本	正徳	君
社会教育課業務監	元谷	隆人	君
幼稚園・保育園・子育て支援			
センター事務長・児童センター長	中山	信也	君
図書館長	三好	寿一郎	君
農業委員会事務局長	竹村	治実	君
教育委員長	飯田	洋司	君
監査委員	山田	稔	君
農業委員会長	清井	敏行	君
選挙管理委員長	仁木	範幸	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷	勇	君
議会事務局係長	本庄	朋美	君

◎開会の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成26年第4回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が10件であります。その他、委員会報告として認定が6件、議長からの報告が1件、さらに、議会の権限に属する軽易な事項の指定に関する議決が1件ございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番、小林一甫君、2番、佐藤静基君、3番、西山由美子君、4番、安藤義昭君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（橋本憲治君） ここで、本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例町議会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第4回定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるものでございます。

さて、ご存じのとおり12月14日、第47回衆議院議員総選挙がもう間近に迫っているところでございます。安倍首相は、地方の時代、地方創生を政策に掲げながら遅れた経済政策を地方にも恩恵を受けれるように、率先した政策を掲げているようでございますけれども、いずれにしても私どもを取り巻く状況というのは、非常に厳しいものがございませぬ。TPPしかり、さまざまな農業問題、商工業含めて厳しい状況の中で、日本の針路をどのようなかたちで国民各位が選択をするのかということが今まさに問われているのではないかなと思えてなりません。

また、3月17日に定例議会で意見書の採択をいただきました特定秘密保護法案が明日からスタートすることになります。これは集团的自衛権もさることながら、戦後はじめて防衛や国家機密に対する守秘義務をさらに強固にするものであると言われておりますけれども、いまだ中身が見えない状況でございませぬ。私どもも議会も言論の自由の府でございませぬので、こうした法案が現実のものになってきて国民の自由や意見や発言が滞られるような状況があってはならないと思えているところでございませぬけれども、改めてこうした状況も見据えながら、この第4回の定例議회를招集させていただいたところでございませぬ。

それでは、本定例町議会に提案しています主な概要を申し述べましてご理解を賜りたいと思ひます。

まず、各会計の補正予算でございませぬ。

一般会計につきましては、2,085万8千円の追加補正を提案させていただいております。

歳入歳出予算補正の主な内容ですけれども、まず、総務費ですけれども、番号制度導入に伴う既存システムの改修経費の新規計上と、税制改正に伴うシステム改修費関連経費の追加補正。

民生費では、暖房用燃料費の高止まりに伴う家計負担軽減対策として福祉灯油助成の計上と、介護保険特別会計への繰出金の追加を提案させていただいております。

衛生費では、旧端野し尿処理場解体に伴う実施設計費の本町負担額を新たに計上しているところでございませぬ。

農林水産業費では、農地基本台帳管理システム改修経費の追加と、きたみらい酪農青年部欧州酪農技術調査団への参加人数増に伴う農業後継者育成事業補助金の追加、また、環境保全型農業直接支払交付金事業申請者の確定に伴う交付金及び農地中間管理機構を通じた農地集積協力金交付にかかる補助金を新たに計上させていただいております。さらに、個別排水処理浄化槽設置工事費の執行残が生じたことなどに伴いまして、下水道事業特別会計繰出金の減額を提案させていただいております。

消防費では、来年2月8日に挙行される訓子府消防100年記念式典関連経費の増に伴う消防組合負担金の追加補正をお願いするところでございませぬ。

次に、特別会計及び事業会計でございませぬ。

後期高齢者医療特別会計につきましては、前年度保険料のうち日本年金機構からの特別

徴収にかかる返納通知が出納整理期間までの支出に間に合わないものの現年度歳出還付及び過年度の還付として支出するため、16万5千円の追加補正。

介護保険特別会計につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修費の新規計上など、あわせて331万4千円の追加補正。

下水道事業特別会計につきましては、道道置戸訓子府北見線交通安全工事支障物件移設工事未施工分の減額、個別排水処理浄化槽設置戸数の減などに伴う執行残の減額など、あわせて1,221万円の減額補正と地方債の変更。

水道事業会計につきましては、開盛浄水場取水設備改修工事実施に伴い、予算に不足が生じるため、収益的支出に110万円の追加。

以上、5会計の予算補正を提案させていただいております。

次に、条例の制定などについてであります。

引用法律名の変更などに伴い、訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例、訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の3本と、出産育児一時金の額の改正に伴い国民健康保険条例の一部を改正する条例、以上4本の条例制定。

債権の滞っておりました安愚楽牧場の免責許可の決定に伴う「債権の放棄」に関し、議会の議決を求めることについてであります。

以上、議案10件の提案をさせていただきますけれども、詳細につきましては、副町長または各担当課長に説明させますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。本定例会招集のご挨拶とさせていただきます。

#### ◎議案第55号、議案第57号、議案第58号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第3、議案第55号、日程第4、議案第57号、日程第5、議案第58号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第55号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）についての提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第55号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第8号）の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条にありますように歳入歳出それぞれ2,085万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億351万8千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表でございませうけれども、これについてはご覧をいただくことといたしまして、内容につきましては、3ページ以降の事項別明細の中で説明をさせていただきたいと思っております。

最初に、事項別明細書の歳出のほうを先に説明をさせていただきますので、4ページになります。

まず、4ページの上の表になりますけれども、2款の総務費、1項、1目、一般管理費の事業区分でいきますと社会保障・税番号制度整備事業になりますけれども、最初にこの制度の概要を若干説明したいと思います。この制度の根拠となるものにつきましては、法律に定められておりまして、正式名称が「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」という長いものでございますけれども、通称「番号法」とか、もしくは「マイナンバー法」とかというものでございまして、この番号法を含めて関連する4法が平成25年5月31日に成立したというものでございます。

この「番号法」によりまして、住民基本台帳を元にししました12桁の個人番号を住民に割当て、税や社会保障、災害に関する事務の利用を図るというもので、平成27年10月から番号の付与、そして平成28年1月から総務省分ですけれども、はじめとしまして順次運用が行われていくというものでございます。

この運用に備えまして、番号法制度実施に向けて町の例規の整備、住基や税部門、福祉関係など個人番号を取り扱う担当課のシステムの整備などを順次行っていく必要がございます。

このようなこともありまして、まず本年度では、総務省分の住民基本台帳、住基と税関係、宛名のシステム改修などを委託料で、社会保障・税番号制度システム整備事業として委託料で914万6千円を計上しているものでございます。

また、その下の社会保障・税番号制度システム整備負担金では、全国の地方公共団体が共同で運営する組織として地方公共団体情報システム機構というのがございますけれども、今年4月1日に設立されておりますけれども、ここで管理する中間プラットフォームの設計・構築にかかる本町の負担金として本年度、その下の66万3千円の計上をしているものでございます。この内容につきましては、別に配布している投資的事業の資料2でありますけれども、後ほどご覧いただければというふうに思います。

次に、真ん中の表になります。

2款、2項、2目、賦課徴収費の事業区分、賦課徴収事業の委託料エルタックスシステム保守運用業務では、平成26年度の税制改正に伴うシステム改修費として、北海道電子自治体共同運営協議会が地方税電子化協議会から借りている国税連携システム受信サーバーの入れ替えにかかる加入団体としての負担金で、本町分として9万1千円を追加するものでございます。

その下は、コンピュータシステム改造業務で、この税改正に伴う本町のシステム改造費として56万2千円を計上しているものでございます。

次に、一番下の表になりますけれども、3款、民生費の1項、1目、社会福祉総務費の事業区分、社会福祉一般事業では、冬期間の暖房に使用する燃料費の高止まりに対する経済的支援を行うもので、低所得者の高齢者・障がい者・ひとり親等の世帯を対象として625世帯の内過去の実績から75%ぐらいで見込みまして460世帯、単価1万円で扶助費として460万円を計上しているというものでございます。

次に、次のページ、5ページの一番上の表になります。

3款、1項、2目の老人福祉費の事業区分、介護保険特別会計繰出金では、その詳細は特別会計の補正予算で説明があると思いますけれども、平成27年度の介護保険制度改正にかかるシステム改修費として繰り出すもので183万2千円を計上してございます。

次に、真ん中の表になります。

4 款の衛生費、2 項、2 目、し尿処理費の事業区分、し尿処理施設整備事業では、旧端野処理場の解体にかかる実施設計費 1, 8 2 5 万 2 千円につきまして、本町負担割合 1 3. 7 % で 2 5 0 万 1 千円を計上しております。この内容につきましても別に配布している投資的事業の資料 2 に載っておりますので、後でご覧いただきたいと思ひます。

次に、一番下の表になりますけれども、6 款の農林水産業費、1 項、1 目、農業委員会費の事業区分でいきますと事務局費になります。現システムの中で住民基本台帳や固定資産台帳との照合ができないという、今のシステムはできないということから、新たに照合システムを組み込むこととしまして、その改修費 9 1 万 8 千円を委託料で計上するものでございます。

その下の 3 目の農業振興費の事業区分、農業後継者育成事業では、きたみらい酪農青年部欧州酪農技術調査団の参加人数が増加したということで 3 6 万 6 千円を追加しております。

その下の環境保全型農業直接支払交付金事業では、事業申請者が確定したことに伴いまして申請面積 4 5. 1 6 h a、1 0 a 当り 4 千円で、1 8 0 万 7 千円の追加ということになっております。

その下の機構集積協力金交付事業では、この事業は農地中間管理機構、公社になりますけれども、これを通じて農地を 1 0 年以上貸し出して、農地集積に協力した人に対しまして 1 0 a 当り 2 万円を助成する制度で、2 名ございまして、6. 6 2 h a で 1 3 2 万 4 千円の計上でございます。

次のページになります。

次のページの上の表になりますけれども、6 款、1 項、5 目の農業基盤整備事業費の事業区分、下水道事業特別会計繰出金では、これにつきましても詳細は下水道会計のほうで説明いたしますけれども、個別排水処理浄化槽設置工事などの執行残によるもので 3 4 0 万円を減額するというものでございます。

次に、下の表の 9 款の消防費、1 項、1 目、消防組合費の事業区分、北見地区消防組合負担金では、これにつきましては、次のページのところに内訳ございましてけれども、これをご覧いただきたいと思ひます。

ここの下のほうで、7 ページのほうで、事業区分、消防行政一般経費では、訓子府消防 1 0 0 年記念式典が 2 月 8 日に行われる予定になっておりますけれども、その式典の費用としまして、まず、講演の講師として、岩手県大槌町長を予定しております。その謝礼としまして 1 5 万円、それと消防の歩みの冊子製作として 9 万 8 千円、さらに、新聞広告料として 2 0 万円、合計 4 4 万 8 千円を負担金として追加しているものでございます。

次に、3 ページに戻っていただきたいと思ひますけれども、歳入になります。

歳入の一番上の表では、1 3 款、2 項、5 目の総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備補助金では、歳出のところの説明しましたように総務省分にかかる国の補助金として、委託料分にかかるものが 5 3 2 万 8 千円、中間サーバー整備の負担金にかかる分が 6 6 万 3 千円で、合計 5 9 9 万 1 千円の追加となっております。

次に、2 段目の表になりますけれども、1 4 款、2 項、2 目の民生費道補助金では、福祉灯油事業にかかる道補助金でございまして、これ道では、地域づくり総合交付金の冬の生

活支援事業補助金として人口規模 1 万人未満の市町村は基準額で 1 5 0 万円、その補助率 2 分の 1 を上限として 7 5 万円を計上しているものでございます。ちなみにこれは去年 5 0 万円でしたので、1. 5 倍くらいになったということでございます。

次に、その下の 4 目の農林水産業費道補助金の環境保全型農業直接支払交付金では、申請面積、先ほど言いました 4 5. 1 6 h a に対しまして、道が 1 0 a 当り単価 2 千円でございますので 9 0 万 3 千円の計上ということになります。

その下の農地基本台帳システム整備事業補助金では、補助率 1 0 0 % になりますので 9 1 万 8 千円を計上しております。

その下の耕作者集積協力金交付事業補助金では、先ほど言いました 2 名で 6. 6 2 h a、1 0 a 当たりこれは 2 万円ですので、歳出の全額 1 3 2 万 4 千円を収入で計上しているものでございます。

次に、3 段目の表になります。

1 7 款、1 項、3 目の産業後継者育成基金繰入金では、酪農青年の派遣経費で不足する分ということで 3 6 万 6 千円を追加して計上してございます。

次に、一番下の表の 1 8 款、1 項、1 目の繰越金につきましては、今回の補正の財源調整を行うもので 1, 0 6 0 万 6 千円を追加しております。

最後に、別に配布しております資料 1 を見ていただきたいと思っておりますけれども、資料 1 では、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）でございますけれども、今回の補正によります基金の減額を行った後の平成 2 6 年度末の一般会計の基金保有見込額は、この表の一番右側の下から 4 段目にあります 3 9 億 6, 3 7 1 万 5 千円となっているものでございます。

以上、平成 2 6 年度訓子府町一般会計補正予算の内容について、説明をさせていただきましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第 5 7 号 平成 2 6 年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についての提案理由の説明を求めます。議案書 1 1 ページでございます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 議案書の 1 1 ページをお開き願います。

議案第 5 7 号 平成 2 6 年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第 1 条にありますように 3 3 1 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 9, 3 1 7 万 7 千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、1 2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、1 3 ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、1 3 ページの歳入から説明をさせていただきます。

はじめに、第 3 款の国庫支出金、第 2 項、国庫補助金、第 4 目、介護保険事業費補助金につきましては、介護保険システム改修経費にかかる、国からの定額の補助金でありまして、1 4 5 万 2 千円を新たに追加するものであります。

次に、第 7 款、繰入金、第 1 項、基金繰入金、第 1 目、介護給付費準備基金繰入金につ

きましては、次のページの歳出の下段にあります第1号被保険者保険料過誤納還付金に充当するため3万円を追加するものであります。これによりまして、資料1の基金保有状況（見込）の表の下から2段目にあります介護給付費準備基金の平成26年度末保有見込額は、2,876万2千円となる見込みでございます。

次に、第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金、4節、その他一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、介護保険システム改修経費の補助残の183万2千円を事務費として一般会計から繰り入れるものであります。

次に、14ページの歳出について説明をさせていただきます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費の13節、委託料につきましては、平成27年度の介護保険制度改正に伴います介護保険システム改修経費であります。主な改修内容といたしましては、特別養護老人ホームの入所基準の設定、それから住所地特例の対象施設の見直し、第1号被保険者保険料の所得段階の見直し、保険料の賦課決定の期間制限、それから地域支援事業の見直し等となっております。これらの制度改正に対応するため、介護保険システムの改修が必要となりましたので、その経費の328万4千円を追加するものであります。

次に、第6款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、第1号被保険者保険料還付金の23節、償還金、利子及び割引料につきましては、第1号被保険者の過年度の所得更正等によりまして、保険料過誤納還付金が不足するため、3万円を追加するものであります。

以上、平成26年度介護保険特別会計の補正予算について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第58号 平成26年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書15ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案書15ページをお開きください。

議案第58号 平成26年度 訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ1,221万円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億1,909万円とするものであります。

第2条につきましては、地方債の補正でありますので、後ほど16ページの「第2表 地方債補正」で説明をさせていただきます。

次に、16ページの第1表は、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただくこととし、その内容につきましては、17ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

また、第2表 地方債補正につきましては、事業費の確定により、個別排水処理施設整備事業の起債借入限度額1,550万円を880万円に変更するものであり、補正後の起債の方法は、補正前と同じ証書借入、利率も5%以内であります。

それでは、17ページの歳入歳出補正予算の事項別明細書について、説明をさせていただきますが、今回の主な補正内容につきましては、個別排水処理施設整備事業の事業費確定に伴うもの及び道道置戸訓子府北見線下水道支障物件工事不施工に伴う内容でございます。

す。

はじめに、歳入から説明をさせていただきます。

1 款、1 項、2 目、個別排水処理施設整備事業分担金 1 5 0 万円の減額は、事業による浄化槽設置戸数が当初予算 7 戸から 4 戸になったことによりまして、3 戸分を減額するものであります。

4 款、1 項、1 目、一般会計繰入金であります。今回の補正に伴いまして、一般会計からの繰入金を 3 4 0 万円減額するものであります。

6 款、3 項、1 目の雑入につきましては、オホーツク建設管理部で施工する道道置戸訓子府北見線交通安全工事の施工区間が短縮され、それに伴いまして下水道の支障物件移設工事が不施工となりました。それに伴う補償費も未収入となることから、6 1 万円を減額するものでございます。

7 款、1 項、2 目、個別排水処理施設整備事業債につきましては、浄化槽実施設計業務費及び工事請負費が事業費確定により減額となったことに伴いまして、下水道債で 4 3 0 万円、過疎債で 2 4 0 万円のあわせて 6 7 0 万円を減額するものであります。

次に、1 8 ページの歳出について、説明をさせていただきます。

1 款、1 項、総務管理費の 1 目、一般管理費の減額であります。2 7 節、公課費の消費税納付金につきましては、2 5 年度分消費税額及び 2 6 年度中間納付額確定に伴いまして 1 6 万 8 千円を増額するものでございます。

2 款、1 項、1 目、農業集落排水事業費 8 1 万 6 千円の減額につきましては、1 5 節、工事請負費で先ほど歳入の補償費でも説明したとおり、道道置戸訓子府北見線交通安全工事区間短縮に伴います下水道支障物件移設工事が不施工となったことにより、工事請負費 8 5 万円全額を減額、1 9 節の負担金、補助及び交付金におきましては、農業集落排水事業実施に伴います北海道土地改良事業団体連合会特別賦課金 3 万 4 千円を新たに計上するものでございます。

2 目、個別排水処理施設整備事業費 1、1 5 6 万 2 千円の減額につきましては、浄化槽設置戸数が当初の 7 戸から 4 戸に減少したことに伴いまして、1 3 節、委託料におきまして、実施測量設計業務費 4 4 万 4 千円及び地質試験業務費 2 6 万 2 千円の執行残を減額するとともに、1 5 節、工事請負費においても同じく執行残 1、0 8 5 万 6 千円を減額するものでございます。

1 9 ページの表は、地方債の現在高の見込みに関する調書であり、今回の補正に伴いまして、平成 2 6 年度中起債見込額（C 欄）でございますが、6 7 0 万円減の 3、1 3 0 万円となり、一番右側の欄であります平成 2 6 年度末現在高見込額も同じく 6 7 0 万円減の 6 億 9、0 5 7 万 5 千円となります。

また、別紙資料 3 で、今回の補正にかかります投資的事業の内容を事業ごとに記載しておりますので、こちらの表は、後ほどご覧いただくこととして、説明は省略させていただきます。

以上、平成 2 6 年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第 5 5 号、議案第 5 7 号、議案第 5 8 号の各案に対

する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第56号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第6、議案第56号、日程第7、議案第59号、日程第8、議案第60号、日程第9、議案第61号、日程第10、議案第62号、日程第11、議案第63号、日程第12、議案第64号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第56号 平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 議案書の8ページをお開き願います。

議案第56号 平成26年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように16万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,132万4千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、9ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、10ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、10ページの歳入から説明させていただきます。

第5款、諸収入、第2項、償還金及び還付加算金、第1目の1節、保険料還付金につきましては、下段の歳出にあります保険料過誤納還付金に対しまして、広域連合から還付されるもので、15万円を追加するものであります。

また、第2目の1節、還付加算金につきましても、同じく1万5千円を追加するものであります。

次に、下段の歳出について説明させていただきます。

第4款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金の23節、償還金、利子及び割引料につきましては、被保険者の過年度の所得更正によりまして、保険料過誤納還付金に不足が生じることになりましたので、15万円を追加するものであります。

また、第2目、還付加算金、23節、償還金、利子及び割引料につきましても、保険料過誤納還付金と同じく、還付加算金に不足が生じることとなりましたので、1万5千円を追加するものであります。

以上、平成26年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第59号 平成26年度訓子府町水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を求めます。議案書20ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） それでは、議案第59号 平成26年度訓子府町水道事

業会計補正予算（第3号）について提案説明をさせていただきます。

まず、第2条で、平成26年度水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収益的支出で、営業費用を110万円増額し、支出の総額を1億6,142万1千円とするものであります。

次の21ページ、水道事業会計予算実施計画説明書であります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものですので、内容を説明させていただきます。

(1)の収益的収入及び支出であります。

収益的支出の内、1款、1項、営業費用の1目、原水及び浄水費につきまして、修繕費110万円の追加は、開盛浄水場取水設備改修工事を実施するため、既存予算残額で不足します110万円を追加補正するものでございます。

この取水設備改修工事の工事予定額につきましては226万8千円を予定しており、工事内容につきましては、現在使用していないNo.1井戸を再使用し、現在取水をしておりますNo.2井戸と併用で配水量を確保するための配水管等の設備改修を実施するものであります。

次に、22ページの平成26年度 訓子府町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、活動ごとの一会計期間の現金の流れを見るための報告書でございますが、今回の補正に伴いまして、第2回補正後と比べ、I業務活動の内、当年度純利益で101万8千円を減額し、IVの資金増加額が同じく101万8千円減の903万3千円となり、VIの資金期末残高も同じく101万8千円減の3億7,878万2千円となっております。

ただいま、説明いたしましたキャッシュ・フロー計算書の各項目で減額しました101万8千円につきましては、今回の補正額110万円に対します消費税抜きの金額での表示となっております。

以上、平成26年度 訓子府町水道事業会計補正予算（第3号）について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第60号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書23ページでございます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 議案書の23ページをお開き願います。

議案第60号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成16年条例第17号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

平成26年4月に公布されました「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進等の一部を改正する法律」によりまして、「母子及び寡婦福祉法」が改正され、父子家庭を母子家庭と同様に法律の支援対象として位置づけられましたこと等によりまして、法律の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められることとな

りました。

これに伴いまして、条例の中でこの法律から引用しております「母子及び寡婦福祉法」の題名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めるとともに、父の定義を母の定義と同じように表現するため、条例の一部を改正するものでありますが、この改正によりまして、今までと取り扱いが変わるものではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

それでは、記以下について、説明させていただきます。

訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成16年条例第17号）の一部を次のように改正する。

ここで、次の24ページをご覧いただきたいと思います。新旧対照表を載せてございますので、これにより説明させていただきます。

表の右側が現行、左側が改正案となっております、改正部分に下線を引いてございます。

第2条は、用語の定義を定めておりますが、はじめに、現行の第2項第1号にあります「母子及び寡婦福祉法」の題名を改正案では「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めるものであります。

次に、父の定義について書かれております現行の第2項第2号にあります「『父』とは、父子家庭であってひとり親家庭等の母に準ずる男子をいう。」を、改正案では、「『父』とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該当する者であること。」に改め、同項第1号の「母」についての表現にあわせるものであります。

前のページに戻っていただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用するものであります。これは法律の施行日にあわせて日付を設定するものであります。

以上、訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第61号 訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書25ページでございます。

幼稚園事務長。

○幼稚園・保育園・子育てセンター事務長（中山信也君） 議案書の25ページをお開きください。

議案第61号 訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例（昭和52年条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

先ほどの議案第60号と同様に引用する法律の名称の改正によるものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

下段の説明にありますように「母子及び寡婦福祉法」の改正に伴い、訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正しようとするものでございます。

記以下でございます。

訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例。

訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例（昭和52年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考2（1）中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めるものでございます。

なお、この別表第2の備考2（1）につきましては、保育料の徴収額を免除する事項等を記載しているものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用するものでございます。

以上で、訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第62号 訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案第62号の提案説明を申し上げます。議案書の26ページをお開きいただきたいと思います。

議案第62号 訓子府町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町営住宅管理条例（平成9年条例第12号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

記としまして、改正文を載せておりますが、このたびの改正につきましては、説明に記載してありますとおり引用している法律の改正に伴うものでございます。

それでは、内容について説明いたしますので、27ページの訓子府町営住宅管理条例の一部改正（案）新旧対照表をご覧をいただきたいと思います。

改正する第6条第2項につきましては、入居者の資格のうち、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者について規定しているものであります。その第5号中の「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の名称が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に変わったことにより改正するものであります。

また、後段の「並びに」以降の実質的には追加といえる改正につきましては、簡潔に申しますと、改正法の附則において従前の例によるとされ、引き続き支援給付を受給できるとされた中国残留邦人等の配偶者についても、この条例でいう特に居住の安定を図る必要がある者とするものであります。

26ページに戻っていただきまして、附則であります。この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上、議案第62号について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第63号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 議案書の28ページをお開き願います。

議案第63号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

このページの一番下の説明欄にありますように、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、国民健康保険条例の一部を改正しようとするものであります。

今回の改正につきましては、出産育児一時金の総支給額につきましては、基本額と加算額の合計となっておりますが、通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性麻痺となった場合に補償金を支払うという仕組みであります「産科医療補償制度」の掛金が、現行3万円から1万4千円引き下げられることに伴いまして、その費用として支給している加算額が同額引き下げとなります。しかしながら出産費用については増加していることから、妊産婦の負担軽減の観点から、出産育児一時金の基本額につきましては、現行の39万円から1万4千円増額し、40万4千円に引き上げることとなりました。総支給額につきましては、結果的に現行の42万円と同額になるものであります。

それでは、記以下について説明させていただきます。

国民健康保険条例の一部を改正する条例。

国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

ここで、右の29ページをご覧いただきたいと思えます。新旧対照表を載せてございますので、これにより説明させていただきます。

表の右側が現行、左側が改正案となっております、改正部分に下線を引いてございます。

第7条第1項は、出産育児一時金の基本額について書かれておりますが、現行にあります「39万円」を「40万4千円」に改めるものであります。

また、その後ろのただし書きにあります「これに30,000円を上限として加算するものとする。」という規定がございますが、加算額につきましては、条例での改正は行わず、別途、国民健康保険条例施行規則の一部改正を行い、現行の3万円を1万6千円に改めることとしまして、加算後の総支給額を42万円にするものであります。

28ページにお戻りください。

次に、附則の説明をさせていただきます。

1項では、施行期日について規定しておりますが、平成27年1月1日から施行するものであります。

2項では、経過措置の規定であります、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものであります。

以上、議案第63号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し

上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第64号 債権の放棄についての提案理由の説明を求めます。

農林商工課長。

○農林商工課長（村口鉄哉君） 議案第64号の債権の放棄について、提案理由の説明をさせていただきます。議案書30ページをご覧ください。

議案第64号 債権の放棄について。

次のとおり債権を放棄するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、1. 債権の名称、牧場使用料。

2. 債務者（破産者）、栃木県那須郡那須町大字高久丙1796番地、株式会社 安愚楽牧場、代表取締役 三ヶ尻久美子。

3. 破産管財人、東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー31階、成和明哲法律事務所 弁護士 渡邊 顯。

4. 債権金額、138万2,811円。

なお、この金額につきましては、平成23年7月1日から8月8日までの黒毛和種150頭分の牧場使用料であります。

以上、議案第64号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第56号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

#### ◎議事日程の変更

○議長（橋本憲治君） ここで議事について、議会運営委員長並びに副議長と協議のため、午前10時30分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時30分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長並びに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第14、認定第1号から日程第18、認定第5号までの一括議題及び日程第19、認定第6号、日程第20、報告第14号、日程第21、議会の権限に属する軽易な事項の指定についてを先に審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第14、認定第1号から日程第18、認定

第5号までの一括議題及び日程第19、認定第6号、日程第20、報告第14号、日程第21、議会の権限に属する軽易な事項の指定についてを先に審議することに決定いたしました。

それでは、ここで午前10時45分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、  
認定第6号

○議長（橋本憲治君） これより、日程第14、認定第1号、日程第15、認定第2号、日程第16、認定第3号、日程第17、認定第4号、日程第18、認定第5号、日程第19、認定第6号を議題といたします。

認定第1号から認定第5号までは、一括議題といたします。

本案は、平成26年第3回定例会において提案されたもので、会議規則第39条第1項により、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査を行ったものです。

会議規則第41条第1項により、委員長からの報告を求めます。

9番、山本決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（山本朝英君） ただいま、議長からご指示がございましたので、平成25年度各会計決算審査特別委員会における審査内容について、ご報告を申し上げます。

平成26年9月9日開会の第3回定例会において、当委員会に付託を受けた認定第1号平成25年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第6号平成25年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件の審査の結果を報告いたします。

今年度の各会計決算審査特別委員会は、11月4日から10日までの5日間にわたり、閉会中の継続審査として特別委員会を開催し、付託案件の審査を行いました。

審査につきましては、事前に提出されている予算執行にかかわる関係書類などを審査した後、審査の必要上、提出を求めた支出伝票についても検査を行い、予算の適正な執行と行政効果に視点をおき、詳細かつ慎重に審査を行い、審査を進めていく中で疑問等が生じた事項については、関係各課職員の出席を求めて内容を聴取いたしました。

詳細な審査及び質疑の内容につきましては省略いたしますが、11月7日には委員会としての表決を行い、付託された認定第1号から認定第5号までの5会計の決算はいずれも原案のとおり認定すべきもの、また、認定第6号については、原案のとおり可決及び認定すべきものとして全会一致で決定いたしました。

なお、決算審査特別委員会において、意見の一致した留意すべき事項として、次の点を審査意見として申し上げますので、今後の行政執行にあたって配慮していただきたいと思っております。

一つ目に、歳入では、町税及び使用料の収納状況に関し、これまでの職員の努力により収納率の向上がみられ、その成果が認められるところでございます。

なお、自主財源の確保と税の公平性の原則からも、今後も収納率の維持に努力をお願いするところでありますが、滞納者の状況把握とあわせ、その生活実態に配慮した対応を望むものでございます。

さらに、公営住宅使用料などについては、住み替えなどの制度化や保証人制度の制度改正などを図り、滞納抑制の対策を求めるものであります。

二つ目に、歳出では「財政健全化戦略プラン」に基づき、予算やその執行に対する成果が認められるところであります。

なお、予算の有効活用を図るため、住民サービスなどを含む各種の事業等については、町民への周知の工夫とさらにその成果を周知するなど、初期の目的が十分達せられるよう一層の努力を求めるものであります。

三つ目に、体育施設の利用に関しては、利用の状況や住民ニーズ、さらには将来の姿を見据えた中で、複合的な利用も視野に総合的な検討を求めるものであります。

四つ目に、各種施策の財源確保のため、国の政策と連動した町としての積極的な展開を図る必要があり、そのためにも職員個々の能力を高めるなどの職員育成の努力を望むものであります。

最後に、厳しい財政状況の中、財政健全化を図りながら住民サービス向上に向けた職員一人ひとりの努力は、十分に評価できるところであります。

今後においても、町民のための「まちづくり」に向け、創意、工夫と一層の努力をお願いするものであります。

以上、決算審査特別委員会に付託された認定第1号 平成25年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第6号 平成25年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの審査の経過と結果を報告申し上げ、訓子府町議会会議規則第41条第1項の規定による報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 以上のとおり認定第1号から認定第6号までの委員長報告は、お手元の議案書の委員会審査報告書のとおり原案のとおり認定すべきもの及び原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

これより、委員長報告に対する一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号の質疑に入ります。

質疑は、委員長に対する質疑といたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに1人につき2回までといたします。

まず最初に、認定第1号の質疑を許します。議案書31ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。  
次に、認定第3号の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。  
次に、認定第4号の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。  
次に、認定第5号の質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。  
以上をもって、質疑を終了いたします。  
これより一括議題の討論を行います。  
討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。  
まず、委員長報告に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

- 議長（橋本憲治君） 次に、委員長報告に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」との声あり)

- 議長（橋本憲治君） ほかに討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号の採決をいたします。

認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号までの5件については、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号の質疑を行います。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより認定第6号の採決をいたします。

本案を委員長報告のとおり可決及び認定とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり可決及び認定されました。

#### ◎報告第14号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第20、報告第14号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書43ページでございます。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。議案書の43ページをお開き願います。

報告第14号

出納検査結果報告について

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった

平成26年12月 9日提出

訓子府町議会議長 橋本憲治

#### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成26年10月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

平成26年10月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 小林 一甫

次のページ、44ページ、45ページ、46ページにつきましては、説明を省略させていただきます。47ページをお開き願います。

#### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成26年11月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

平成26年11月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 小林 一甫

次のページ、48ページ、49ページ、50ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

続きまして、本日、追加で配布させていただきました12月分の例月出納検査結果報告について、ご報告を申し上げます。51ページになります。

#### 出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成26年12月8日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

#### 記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

平成26年12月8日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 小林 一甫

次のページ、52ページ、53ページ、54ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上で、ございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で本報告を終わります。

#### ◎議会の権限に属する軽易な事項の指定について

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第21、議会の権限に属する軽易な事項の指定についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議会の権限に属する軽易な事項の指定について、提案理由のご説明をいたします。

議案書の55ページをお開き願います。

この件につきましては、平成26年11月10日付けで町長から議長に対し、地方自治法第180条第1項の規定による「町長において専決処分できる事項」の追加指定の議決依頼を受けたものであり、議会運営委員会並びに全員協議会において協議の結果、次のとおり追加指定の議決を提案するものであります。

なお、この事項の指定については、やむを得ない事情により、契約内容の変更等が生じた場合、工事などを遅延させることなく円滑に進めることを目的とするものであり、特に理事者においては、事前の調査や設計段階での十分な精査を行い執行していくことを求めるとともに、この指定事項が適切に運用されることを望むものであります。

それでは、内容について、ご説明をいたします。

議会の権限に属する軽易な事項の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項は、町長において専決処分することができるものとする。

平成26年12月9日提出。

本件の提出者は、所管の議会運営委員会でございます。

訓子府町議会議員工藤弘喜、同じく、余湖龍三、同じく、佐藤静基、同じく、上原豊茂。

それでは、記以下について、ご説明をいたします。

1. 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額をその5%を超えない範囲で変更すること。ただし、その金額は300万円以内とする。

附則として、この議決の効力は、議決の日から生じるものとする。

以上、本件の提案理由の説明をさせていただきました。

ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議会の権限に属する軽易な事項の指定についての採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上で午前中に付議された案件はすべて終わりましたので、一般質問は午後からということになっておりますので、時間的に早いですけれども、ここで午前中の議事を閉じたいと思います。

まず、ご苦労様でございました。

休憩 午前11時 8分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

#### ◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第13、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

1番、小林一甫君。

○1番（小林一甫君） 1番、小林です。一般質問の通告書に従いまして、質問をさせて

いただきます。

今回は大きくわけて2点であります。

まず、1点目につきましては「次期町長選に出馬の考え方は」ということでお伺いをいたします。

平成27年4月には、統一地方選挙が実施されますけれども、次期も町長として町政に参画するために町長選挙に出馬の考えがあるのか、あれば伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、私自身の「次期町長選出馬への考え」について、お尋ねがございました。

私は、ご存じのとおり平成19年5月以来、2期8年にわたりまして、町民の皆様、議員各位のお力添えをいただき、これまで町政を担ってまいりました。

1期目では、九つの緊急提言と二つの約束を元気の出るマニフェストに掲げて、各分野にわたって訓子府の元気づくりに取り組み、2期目の今期は、みんなで創る「訓子府の元気」、町民にやさしいまちづくりを目指して、新しい「7つの約束」を掲げ、その実現に努めてきたところでございます。

これらの実績につきましては、改めて総括をさせていただきたいと考えておりますが、まだ道半ばの施策、あるいは、このたび12月14日執行の第47回衆議院議員総選挙などの結果も踏まえ、新たな課題や政策も見据えた中で、次期出馬につきましては、町民の皆様や後援会の皆様ともご相談しながら、前向きに考えてまいりたいと思います。

残された任期も5カ月足らずとなりましたが、町政の課題解決と町民の福祉向上のために全力を投じてまいりますので、引き続き、ご理解とお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま、町長からご答弁をいただきました。

若干、再質問させていただきたいと思いますが、次期の町長選に向けては前向きに考えていきたいということでありまして、中身的に私がどうのこうの言う部分じゃございませんけれども、今まで8年の中で町長がやってこられた施策、また、事業等につきましても非常に多くの事業を実現させて今日に至っておりますことにつきましては、私も敬意を表するところでございます。8年の任期中に教育関係施設の耐震事業、また、児童センターの新築、認定こども園の着工推進、南7線畑総事業の着工推進、さらには、くんねっふ静寿園の増床、また、駅周辺整備事業、多くの事業を実施されてこられております。

さらに、財政健全化の判断基準となります数値も平成19年度には18.8%の実質公債費比率がありましたけれども、現在、平成25年度には10.3%まで下がっております。これらの財政健全化対策を打ち出した中で、いろいろな事業を展開して実質公債費比率がこれまで下がったということにつきましても、大いに評価するところでございます。

しかし、一方では、これは私の考え方なんですけれども、財政健全化を進め過ぎると事業の展開が制限される恐れも出てくるんじゃないかと考えますが、このデメリットも考えながら、次期に向けての大きな事業を、実質公債費比率をこれ以上、上げない中で実施していただきたいなというようなことも考えております。まだ実際にははっきり出るとは言っておりませんが、この辺も踏まえて、今考えていることがあればお伺いをい

たしたい。

さらに、町の活性化を考えるとときには、これからも大きな課題が山積みされていると思いますけれども、これらも含めて、町長の頭の中になにかビジョンがあればお伺いをいたしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） この8年間の私自身の仕事を議員の目線から評価を、あるいはまた課題等も適切にご指摘をいただいたところでございます。

答弁の中でも申し上げましたとおり議員もご心配されている事業の執行と財政状況の健全化の両輪のバランスというのは非常に難しい。しかし、あまり財政を縮減すると、事業がやるべきことができないのではないかというご指摘がございました。全く私も同感でございまして、何とか訓子府の財政が管内の平均的な状況までなっただけになりました。それなりに事業を滞りなく私自身も進めてやってきたところでございます。

また、総括的なことは答弁でも申し上げましたように、機会をみてお話をさせていただきましたけど、2期目には「7つの約束」ということで、59項目のプログラムといたしましうか、やらなければいけないことを7つの中で一つずつやってきました。その中で、やり残し、あるいは経過で非常に困難なことも含めて、5点あります。59項目のうちに内容を変えたり、あるいはいまだまだ道遠しというもの5項目ございますから、その数字だけでみますと、前は80%やり遂げたという言い方をしましたが、90%と言ってもいいのかなとは思いますが、しかし、これは非常に荒い困難さの中、あるいはやってきたということの評価でございまして、私自身含めて、もう1回、残された4カ月、あるいは5カ月の間に気を緩めることなく事業を進めていきたいと感じているところでございます。

議員が4年前に私の2期目の立起の考え方に対する質問をいただいたことも記憶しております。1期目は副町長を置かない等の施策をやっておりまして、その思いも含めて、答弁させていただきました。今、時間をちょっともう少しいただきたいというふうに思っているのは二つございます。

一つは、国の今、政権が14日の選挙で、いろんなマスコミで取り沙汰されておりますけれども、どういう国民が審判をするのかと。ここはちょっと今見定めたものがたくさんあります。農業の問題、あるいは教育、福祉の問題で、決して地方自治体にとっては、手放しで喜んでいられるような状況でない情勢もあるということ踏まえておりますので、その点でいうと14日の衆議院選挙の結果を見極めて、私どもがこれからの将来をどういう道筋をつけていかなければならないのかということきちんと考えていきたいと。1期目と違ってもう8年ですから、それは冷静に、そして、積極的に情勢の分析を含めてやっていきたいということが1点目でありまして。

もう1点は、議員がご指摘のとおり、財政の実質公債費比率は約19%のものを10%まで落としてきました。同時に単年度でいくと10%を切る状況を何とか皆さんの力でやってきたということが事実であります。しかし、これから4年間、町政を担う方は、とは言ってもやらなきゃならないことというのは、私は山積しているというふうに思っています。例えば、いつも私がお話しているように、農業関連でいいますと、平成24年からはじまった第4期の農業基盤整備事業等々は、12年間になりますけれども、およそ120億

円、すなわち毎年、国費、道費含めて、10億円のお金を投入していかなければならないという状況でございます。この補助の状況も見極めたいということもありますし、農業の関連でいうと、計画的に進めなきゃならない、そういった予算投入が待ち受けている。もう実際には執行してるという状況であります。

それから、2点目で言いますとご存じのとおり、こども園が当初8億円という話をさせていただきました。実施設計も含めて、人件費や資材費の高騰含めて今、明らかにされてきているのは、12億円という金額であります。これは12億円を投入することが本当に是非かと考えると、私自身も自信がないというのが本当のところでありますから、今設計の見直しや、あるいは職場、現場職員、議論をしていただいて、さらに縮小していくということも含めてやっていかなきゃならない。それにしても、補助金の見極めや、交付金等の見極めがやっぱりやっていかないとならないだろうということがございます。同時に、土地の購入をさせていただきました図書館、さらには、スポーツセンターの耐震の結果次第によっては、避難所となっているスポーツセンターの改修・改築が大幅に予算増を伴うということも予想されます。同時に、何年間かにわたって要請活動や、あるいは先般、工藤議員からも一般質問があったり、私のところにもいろんなかたちで要請がある障がいをもった方たちの就労型のグループホームの建設等々の決断をしなければならないという状況でございます。と考えると、これからの4年間というのは、やらなきゃならないことは当然もう目白押しでございますけども、それに伴う財政の負担を財政をどうするかたちで運営していくか、あるいは取捨選択も含めてやっていかなきゃならない時期にきているのかなというふうに思っていますので、ここは議員のご期待に応じて「やります」ということを言えない。それはかなり慎重を期して私は精査をしていく時期に来ているだろうというような考えで、このような答弁をさせていただいたところでございますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいまの町長のほうから次期に向けての思い、また、今までやられてこられた事業に対する町長なりの評価の中で、パーセントにしたら9割ぐらいは、いろいろと実施しながら町民の方に理解をしていただいた部分じゃないかなと考えております。これからの部分で、これは質問を続けていきますとちょっと違うような方向に向いていくんじゃないかなと思います。また、私の後で西山議員から次期に向けての質問がございまして、私のほうは、ちょっとさらっと終わらせていこうと考えております。

12月14日の国政選挙の結果がどうなるかということについては、私どもも非常に興味もありますし、何か何のために選挙やるのかというような部分もありますけれども、町としては、国からのいろんな部分で補助金なり交付金なりをもらっていかねば、やっていけないというようなこともございまして、この結果がどう出ても、私は町長としては、町民の先導役でありますので、道に対しても、国に対しても、申し上げるときはきちんと申し上げて、お金だけは必ず確保できるような、そういうような手腕を発揮していただきたいと考えております。

また、財政健全化に向けましても、非常に今の状況が、いい方向に向かっているということにつきましては、町民の方も理解されているんじゃないかなと思います。ですけれども、これから手をつけていかなければならない大きな事業が何点もございまして、ある

程度の実質公債費比率が上がるのもやむを得ないのかなというような考えを持っておりませんが、なるべく、これらの比率が上がらないようなかたちの中で町長の手腕の中で頑張っていたきたいと思います。

最後になりますけれども、次期に向けての町民の思いとまた先導役である考え方を十分に発揮して次期に向けて活躍を本当に期待しておりますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。ご期待を申し上げて出馬に対しての質問は終わらせていただきます。

次に、2点目に「冬期における除雪作業の安全対策は万全なのか」とお伺いをいたしたいと思います。

これ昨年、毎年そうなんですけれども、何点か危ない場面とか、いろいろと軽微な事故も発生しておりますので、この辺の職員に対しての安全指導、また対策等も万全なのかということで、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「除雪作業の安全対策」について、お尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

除雪作業にかかわる安全対策としては、大きく作業機械周辺の通行車両や通行人に対するものと、作業従事者そのものの安全対策があると言えますが、はじめに通行車両や通行人等に対する安全対策についてお答えをいたします。

現在、町が使用している除雪機械については、専用車が2台、ダンプが1台、大型ロータリーが1台、タイヤショベルが2台、グレーダーが1台、小型ロータリーが1台のあわせて8台ありますが、このうち、特に視界の悪い専用車、ダンプ、大型ロータリーの4台につきましては、助手席に補助者を同乗させ、交差点や機械周辺の通行車両と通行人の有無などの安全確認を行っております。

当然のことながら、建物や人、通行車両などの付近は減速し、プラウを浮かしたり、場合によっては停車するなど、安全対策に万全を期すよう指導しているところであります。

また、他の除雪機械につきましては、吹雪等による視界不良時など必要に応じ補助者を同乗させることにしておりますし、民間委託の路線につきましても、契約時に安全対策に万全を期すよう指導しているところでございます。このほか、交通量等が多い市街地については、危険回避のため特別な事情がない限り日中の除雪はしないことにしているところであります。

次に、運転手をはじめとする作業上の安全対策についてであります。基本的に猛吹雪の最中には緊急車両を先導する場合を除き天候回復の兆しが見えるまでは出動しないことにしているほか、連日の除雪に際しては運転手の休養時間の確保にも配慮しているところでございます。

これらのほか、交差点付近における事故防止のため、間口等の雪を交差点付近に堆積しないよう、広報や町内会・実践会長会議等を通じ理解を求めているところでありますし、状況を見ながら排雪や交差点付近の凍結路へのピリ砂利散布を行っているところであります。

ご存じのとおり、除雪機械は大型でありますので、万一、事故を起こした場合には大事に至る可能性が高いため、シーズン初めに実施している除雪作業打合せ会議の際には、出動前夜における体調管理に万全を期すことと、作業上の注意点や安全対策についての意見

交換をし、情報共有を図っているところであります。

また、毎回のことではありますが、除雪出動前の朝礼の際には、運転手や補助者に対し、一連の安全対策について指導、注意喚起を行っているところでありますが、細心の注意を払っても、現実的には接触事故が起きております。これで十分といった事故防止対策はありませんが、少なくとも慣れからくる油断による事故が起きないように注意しながら作業にあたってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） ただいま、答弁をいただきました。若干、再質問をさせていただきたいと思います。

ここ何年かは軽微な事故ということで、大きなことは起こっておりませんが、人身事故だけは絶対あってはならないと考えております。また、ただいま、お答えの中にありました部分につきましても、かなり町としては安全対策に万全の注意を払っているというようなことでありますけれども、その辺の部分で若干質問がございます。

日常の点検、さらには、職員の指導については、毎日の点呼の中で実施されているということですので、そういう指導はもうこれでいいということでは決していないと思いますので、点呼の部分を中心に職員に対して注意喚起をしていただきたいと思いますと考えております。また、吹雪のときはなるべく出動しないということでもありますけれども、緊急車両の先導とか、また吹雪でどうしても要請があった場合には、出動しなければならない場面も出てくるんじゃないかなと思いますので、その辺の時の補助員といいますか、横に乗せる職員の方の部分についても同じような注意喚起をされていると考えますけれども、その辺はどのようになっているのか、また、待機する職員、また、出動する職員の交代、作業時間に今までも無理が生じていないのか、そういう部分は十分配慮をされているのか、その辺のことももう一度お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） ただいま、3点のお尋ねをいただきました。

まず1点目の日常の点呼の際の点検ですとか、あるいは注意喚起のことでもございますけれども、基本的に私どもで思っていますのは、事故はもう必ず起きるんだという前提で考えています。しかしながら、その確率を少しでも下げる、あるいは万一起きた際には、最小限の被害にとどめるというような観点から毎度、毎度でもございますけれども、運転手なり補助者に対して注意を呼びかけているということでもございます。

それと2点目の吹雪の出動の際の補助員の体制、あるいはその注意喚起のことについてのお尋ねをいただきました。

当然吹雪の際には、通常の除雪作業よりも危険を伴います。通行車両ですとか、通行人の被害というよりも、運転者そのもの、同乗している作業員そのものの命にかかわってくる場合もございますので、必ず補助員を乗せるということを前提にしてございます。なおかつ、吹雪の地吹雪等で前の見えない時にはいったん停まるだとか、通常であり得ないような場合もございますので、特にこの辺については、そのときの天候状況に応じて作業車両を決定する。例えば、大型ロータリーにするのか、あるいはショベルにするのか、そういったような車種選考についても、その天候状況によって決めているということでもございます。

それとあと町長の回答の中でもお答えいたしましたけども、連日に及ぶ作業が発生する場合もございます。その際には、もう半ば強制的に休養していただく。一切、私用での外出は控えてくださいというようなこともお願いしながら、まず過労による事故発生だということが絶対に起こってはならないことなんで、この辺については特に注意しながら、また、体調管理に万全を期すように運転手、あるいは同乗される方にもお願いをしているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） いろいろと作業事故に対しての配慮はされていると思います。現在、積雪が10cmを超えた場合には、出勤されておられますけれども、これらの判断、例えば平地で10cmあっても部落に入りますと風や何かがあった場合には、あつという間に道路が閉鎖してしまうというような部分が出てくる。今までもあったんですけれども、これからも出てくる可能性もあると思います。今までは、町の車でかなりこまめに道路を回って、いろんなところを点検されておりますけれども、それらの道路の、何といいますか、状況を把握するためには、現在、何名ぐらいの職員の方が出勤されているのか、細かいことで申し訳ないんですけれども教えていただきたい。

また、万が一、事故が発生した場合の、その対応については、町長が先頭になって指揮をとるのか、例えば、建設課長が対応するのか、その辺の部分もあわせてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 2点ほど、お尋ねをいただきました。

まず1点目の道路状況の把握体制についてのお尋ねでございます。

除雪の出勤する際には、当然のことながら、前日からもう大体明日は出勤するという状況がわかりますので、あらかじめパトロールに出るといったことは基本的にしておりません。当然、地域の方も大体その状況というのは、そろそろ除雪が明日はあるなとかというようなことも、たぶん地域の方自体もおわかりいただいているのではないかなというふうに思っております。実際に10cmを超えますと出勤するという基準にしておりますけれども、特に、実践会地域については、雪がなくても吹きだまりで除雪が必要な場合というのが多々あるのが実態でございまして、実際には私のほうでも、もう長年の経験の中で吹きだまる箇所というのがある程度把握できています。それで特に出勤するかどうかの判断をする時にはピンポイントで大体2名から3名程度で現地のほうを見て、これは除雪が必要だという判断をするということにしてございます。あと当然早朝になりますけれども、出勤前には道路状況、これは係長中心になりますけれども、当日の朝の注意事項等を伝達するために事前に4WDのパトロール車で事前に確認をしているということでございます。

それと2点目の事故発生の対応は町長か建設課長かというようなお尋ねでございました。基本的にその事故の程度にもよるんでしょうけれども、従前の事故の場合には、今までそんなに大きな事故がないからあれなんですけれども、私のほうで把握をさせていただいている。そして対応させていただいているということでございますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） わかりました。もう1点だけお伺いしたいんですけれども、町の

中の除雪・排雪作業の中で、前後にたぶん交通整理のために職員なり、そういう係の人を配置すると思いますけれども、今年といたしますか、26年に入って町の中の除排雪作業をやっていた時に、たまたまそこを通りかかったときに、何といたしますか、交通整理の職員もいなかったし、係の人もいなかったというような場面に遭遇したことがあったものですから、ちょっと申し訳なかったんですけどもお聞きいたしました。この辺の部分については、普通であれば前と後に交通整理の方をおかれると思うんですけども、あんまり指摘したらちょっとうまくないのかなと思いますけれども、その辺どういうふうな考え方でおられるのか、ちょっとお聞きいたしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） ただいま、特に市街地になるかと思っておりますけれども、排雪時の交通整理員の関係でお尋ねでございます。

基本的には、排雪作業のときには非常にバックする場合がありますので、基本的には、交通整理員を配置しているということで、ご理解を賜りたいと思います。

たまたまいないときもあったというようなご指摘でございます。

今後そういったことのないように、十分配慮してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

○1番（小林一甫君） わかりました。これからの異常気象が続く中でどのような気象条件になるのかわかりませんが、事故は極力起こさないように、また、人身事故だけは絶対起こさないという考え方の中で、ぜひ冬の除雪作業を進めていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 1番、小林一甫君の質問が終わりました。

次は、2番、佐藤静基君の発言を許します。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤静基。

去る11月22日、訓子府小学校は今年、開校100年の記念の節目の年を迎え、記念式典が開催されました。100年という苦難の歴史を乗り越えての現在の本町の素晴らしい教育環境ができつつあることを改めて知ることができました。同時に先人の方々の限らない本町の学校教育振興への努力がありました。また、そこには行政としての教育振興への熱い思いがあり感銘したところでございます。

今回は、将来の本町の学校教育の目指すものは何かについて、考え方を伺ってまいりたいと思っております。

近年の少子化や高齢化社会などによりまして、町の人口の減少が進む中であっても、次の時代を担う子どもたちは、まさに大切な町民の宝であると思っております。

その子どもたちが強くたくましく育ってくれることは、私たちの誰もが切望しているところでございます。特に本町では今日まで教育振興に熱心な町として他の町村より先進的な取り組みが進められていると思っておりますし、現在も町民の要望<sup>ごんち</sup>に向かって着々と施設整備などの環境づくりに取り組んでいるところであると思っております。

また、子育てから幼保の一体化、小中高生までの一貫した教育の連携体制の構築の方針

で、子ども教育が進められようとしております。

今後も立派な大人として、社会人として、多様な社会のニーズに対応できるよう成長してくれることを願いながら、さらなる学校教育のあり方と内容を充実させ、より広い総合的な教育効果を高めていく取り組みが必要な転機と考えますので、以下の件について、考え方を伺いたいと思います。

1として、本町の子どもたちの目指す学校教育の基本とするのは何か。

2として、現在の二つの小学校の状況をどのように評価されているのか。また、将来の学校教育としての方針と、その位置付けはどう考えているのか。

3として、子どもたちの、特に小学校での学校教育は可能な限り同じ環境で進めるほうがその教育効果はより向上するのではないかと考えておりますが、統合への考え方は行政側として持っていないのか。また、課題は多いと考えているのか。

以上の3点について伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 「本町の学校教育の目指すものは何か」について、3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

1点目の「本町の子どもたちの目指す学校教育の基本とするのは何か」とのお尋ねですが、<sup>こんにち</sup>今日の社会は、少子高齢化、高度情報化、グローバル化が急速に進展し、環境問題、地域・経済格差の広がりなど社会環境のめまぐるしい変化により、あらゆる価値観が多様化している時代背景の中にあります。

いつの時代にあっても、教育の基本は人づくりであり、これからの時代を担う子どもたちが、心豊かに、ともに支えあい、ふるさとに誇りを持てるよう、学校・家庭・地域が丸となって子どもたちを守り育てていくことが重要であります。

子どもたちにとっての学校は、子どもたちの生き方や将来像の基盤づくりの場であり、そして、子どもたちが心身ともに安心して学べる場所が学校であると認識しています。

子どもたちが自ら学び、考え、行動し、よりよく問題を解決するために必要な資質や能力である「確かな学力」、生命や人権を尊重する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」等、心豊かでたくましい子どもを育てることが大切であると考えています。

本町の学校においては、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、一人ひとりの良さや可能性を伸ばし、「人間力」の向上を図ることを目指して学校教育を進めていく考えでありますので、ご理解をお願いします。

次に、2点目の「現状の二つの小学校の状況をどう評価し、将来の学校教育としての方針とその位置付けはどう考えているか」とのお尋ねでございます。

先日、盛大に訓子府小学校の開校100周年記念式典が挙行されましたが、記念誌の中にも記載されておりましたとおり、かつて本町には小学校が7校あり、昭和40年代後半に統合が進み、昭和50年の美園小学校の統合により、「訓子府小学校」そして「居武士小学校」の二つの小学校となり現在に至っております。

「訓子府小学校」については、1学年1～2クラスの中規模学校として、「みがく・かかわる・ひらく」を校訓とし、237名の児童が25名の教職員と保護者・地域住民に見守られて、学習面や人格形成の面で日々成長を遂げております。

「居武士小学校」は、町の発祥の地であり教育の発祥の地としての「歴史性」、そして日出地区、大谷地区を中心とした「地域性」をあわせ持った特徴ある複式学級の小規模校として、20名の少人数ではありますが、9名の教職員の下でのきめ細かい指導、そして地域後援会の皆さんとの関わりの中、人間的にもたくましく成長を遂げております。

そして、それぞれの小学校の卒業生は「訓子府中学校」に入学し、お互いに仲良く、切磋琢磨しながら将来の夢の実現に向けて、中学校生活を送っていくこととなります。

教育委員会といたしましては、今後とも各学校におけるそれぞれの個性、特徴を生かした取り組みを後押ししながら、児童生徒の健やかな成長に向け、さまざまな取り組みにより、より良い学習環境等の整備を進めていく考えでありますので、ご理解をお願いします。

次に、3点目の「教育効果を向上するため可能な限り同じ教育環境での学校教育を実現するため、居武士小学校の統合についての考えを行政として持っているか」とのお尋ねでございます。

「居武士小学校」については、地域にこれほど根差した学校はなく、まさに地域で子育てをしているという恵まれた環境の中で、子どもたちはきめ細かな教育を受け、伸び伸びと育っているとの認識を持っています。一方で、小規模校ゆえに集団的な学習や同学年同士の成長が少ないなど、心の育みがやや心配だという声があることも聞いておりますので、学校及び教育委員会としては、訓子府小学校との交流授業の回数を増やすとともに内容の充実を図るなど、一つひとつ課題を解決して少人数教育の振興に力を尽くしていく考えでございます。

学校の統合については、行政の都合で行われるべきではなく、保護者、地域住民、そして子どもの考え方、さらには、学校の歴史的な背景や経過、地域の思いなど、保護者や地域住民の主体的な意向を尊重すべきと考えております。

現在、保護者が中心となり居武士小学校の将来について話し合いを進めていると聞いております。その協議の結果として、地域ぐるみで、あるいは子どもの教育に責任を持つ父母が「統合が望ましい」という意見が多数を占めた場合には、その要望に沿った方向で、行政及び教育委員会として検討してまいりたいと考えております。

現時点では、保護者や地域住民の協議を見守っていきたいと思っておりますので、行政のほうから居武士小学校の統合問題についてのお話を住民の皆さんに申し上げる段階ではないと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） ここで午後2時まで休憩をとりたいと思います。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） ただいま、答弁をいただきまして、非常に1点目につきまして

は、漠然な質問でしたのでご苦勞されたと思いますし、本町の学校教育の目指すものについては、そのとおりだと思っております。ご承知のように小学校、中学校は義務教育ですので子どもたちは日本のどこにいても平等に公平に学ぶことができることになっております。私は学校教育はひと言で言う「社会で共に生きることを学ぶ場」だと私は認識しております。この意義は大切だと思っておりますし、全町内の小学生は、26年度はただいま報告にありましたように257名になります。時々、教育の現場でいじめから不登校になるなどの子どもの問題があったとマスコミ等で報道されますけれども、当校においては、そのようなことは聞いたこともなく、すばらしい学校環境であると思っております。

1点目で伺います。

現状での学校教育の目指している方向はわかりました。それでは、将来の学校教育をさらに向上し、発展させるために課題はないということでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 佐藤議員おっしゃるように学校教育では、義務教育の中では、どこにいても同じ教育を受けられるということが義務教育の役割だと思っているところです。

先ほど申し上げましたように、学校教育では、基礎学力の定着、もちろんそういうこともありますが、学力、体力だけではなく、他人を思いやる気持ちだとか、いたわる気持ち、そして、協調性や倫理観を養うなど、バランスのとれた教育が必要だと私は思っているところです。

そのような中で、私が思っているのは、本町の特性を生かした、例えば訓子府町では、子育て支援センター、幼稚園、保育園、さらに小中学校の義務教育まですべて町立ということから、常々申し上げましているように学びの連続性や支援の継続性が構築されているということをおもっております。

このような中で、例えば、縦と横の連携という部分で申し上げますと、縦で言うのは今言ったように、子育て支援センターから中学校までの縦の連携を整えながら、それぞれの教育を行うことが縦の連携と思っているところで、横の連携は、まさに地域や家庭、そして学校の中での横の連携をとりながら、その縦と横の連携をしっかりとするような連携をとることがこれからのうちの町の学校教育の将来のあり方だと私は思っているところです。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 1点目についてはよくわかりました。

次に、2点目の件ですけれども、現在小学校が訓子府には2校ございますが、その評価といたしますか、その価値感といたしますか、それとその位置づけの件であります。

先ほどの答弁にありましたように、現在の訓子府小学校、本校の子ども数は237名、教員数は25名という回答がございまして、9.5名に1名の教員がいるという計算になります。居武士小学校の子ども数は20名で、教員数は10名と伺っています。9名か、約2名に1名の教員がおります。この現場の差違について、評価とその位置づけのあれがあったわけですけれども、教育の場としては、両方の本校も、それから居武士の小学校も大変行き届いた環境の中で学習の効果を上げているんだと思いますし、まさに至り尽くせりの状況であります。

ここで伺います。

本町の子どもたちも今後、当面は緩やかに減少すると予測されておりますけれども、保護者や地域のさまざまな思いは別として、子どもたちの現状での学校教育のあり方として、将来の位置づけ、町部局として、現在の2校の学校のあり方に対して、現状のあり方に対して、ほかに何も考え方を持っているのがないのか。評価と位置づけに対して町部局として、2校のあり方に対して何も考えを持っていないのか伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、現在の訓子府小学校と居武士小学校、2校の位置づけとその評価についてのお尋ねでございますけど、先ほど最初に答弁で申し上げましたとおり議員ご存じのように今の2校の現在に至った経過は、既にご存じのとおりだと思っております。

その中で、今の現在のかたちになってから30年、40年近くなるんですか、それぞれの学校の中、地域性、特に居武士地区におきましては、地域性を生かしながらきめ細やかな教育を行ってきたのではないかというふうに私は思っているところでございます。その中で、訓子府小学校につきましても今後の少子化のかたちでいきますとですね、今は1クラスから2クラス、2クラスの学年が確か2つだったと思いますけど、この少子化の中でいきますと、いずれの時期には1クラスの運営でいくかたちの本当の中規模校になってくるのではないかというふうに私は思っているところでございます。

ただその中で、今の現状の中でのそれぞれの学校でのそれぞれの教育にかかわる部分に関しまして、教育委員会としては、それぞれの今の環境の中での最善の教育環境を整えるというのが、私たちの役割だと思っておりますので、この位置づけにつきましても、3点目の質問にも関連する部分もあると思っておりますけど、その中で総合的な例えば訓子府の将来を見た中の子どもの数とか、親の思いとか、地域の思いを含めながら、その辺のところを適期なですかね、いずれかの時期には、いろんなことをそれぞれの位置づけについて考えていく考えていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 1点目から3点目まで関連がありますので、前に進みますけれども、3点目のですね、統合についての考え方を伺いたいと思いますが、今の2点目の中で、その時期が来たら、そういう方向でというようなことが言われましたけれども、この統合に関する質問では、平成22年と24年度にそれぞれの議員さんから、それに関連した質問が求められておりますけれども、いずれの時も、居武士小学校の保護者と地域の考え方が大切でそれを優先するんだと。行政としては、その方向が決まった段階から、その対応に当たるといって考え方を繰り返してきました。今回もそういう内容であります。私は以前から、そのことに対して疑問に思ってたんですが、改めて伺いますけれども、現在の保護者や地域の声や思いを、教育委員会といったほうがいいんでしょうか、町部局として、地域の状況がどういう状況であると認識されているのか伺いたいのが1点、それから、統合とは、地域とよく検討され方向を決めるのは、これは当然のことと思っております。しかし、少なくとも統合するかしないかは別として、その論議の前にはですね、小学校教育、学校教育としての目指すビジョンを示すことが大事なことでございます。それが明確でないために小規模校としての将来への不安や迷いが多数あるような感じがいたします。

1 1月に入ってからこの問題を、多くの人には会えませんけれども、地域の人、子どものいる家庭とか、5人ぐらいの方に伺って、雑談をしながらいろいろと長い時間、1軒の家でも私が入ると2時間ぐらい雑談しますからかかるんですけれども、統合についての声を聞きました。確かに個人的に家へあがって話すと、こういうとこできちんと論議するのは違いますから、もう時代が時代で無理だと。今、教育長の答弁にありましたように、子どもが産まれてから幼稚園までは1カ所で皆、訓子府の子どもたちが育つ、後の6年間は地域へ戻って学校教育を受ける。そういう時代ではないでしょうというのが一般的で、私は4、5人の家に行きましたけど、そういう個人的な意見だと思いますけど、そう思いました。町部局として、この学校をどうしようとしているのか考え方がわからないというんです。以前からこのことは私は気になっていました。これは訓子府小学校の子どもたちの教育をどうするかというのは、考え方を示すことが、何も上からの押し付けでも何でもないんです。考え方をきちんとしていないから、本当に訓子府の関係するところで、どうしようとしているのかわからない。言葉は適切ではありませんけれども、腕組みをして見てるだけかと。私は違うと思います。大事なことは子どもたちの教育をどうするかということを示すことによって、それから、地域の方の意見を当然尊重して、町部局としての考え方も当然そうなれば入ってくるでしょうし、ただ様子を見るということだけでは、私は本来の正しい方向には向かないんじゃないか。当然今、居武士の小学校は全学級複式です。そう考えますと私は急いで決めなきゃならないことはありませんけれども、居武士小学校はご承知のように、やがて開校100年が近づきます。今、町の本校の周辺には、先ほども何回か話出ておりますけれども、28年に新しくこども園が新築される計画になっております。子どもたちの放課後の児童センターがあり、図書館も近い将来、増改築される予定であります。歴史館、スポーツセンター、温水プールなどなど、教育施設は見事に学校の周りに集約されております。私はこれらの施設の中で町内の子どもたちが一堂に会して、ともに学び成長していく、そんな場面を想像してるんです。そのことを理解していただきたいのと、教育長の答弁もさることながら、行政の執行者、特に現職は教育出身者ですので、人づくりといいますか、そういうものには非常に熱心な町長ですので、両者から統合に対する行政側としての立場はきちっとやっぱり出してから地域で論議を深めてもらう、かつての30年前になるんでしょうか、47年から48年にかけて各学校が統合して、居武士だけが、だけがといいますか、当面は残っている状況の中で、私はその中でいろいろ関係者の話を聞きますと統廃合した南訓の代表の方にも偶然伺いまして話聞いた。いろいろありましたけれどもやっぱり地域だけではなかなか決められない。やっぱりその先導といいますかね、そういうやっぱりリーダーシップをとって方向づけをするのはやっぱり行政だぞと。それのない中でお任せするというのは、私はどうも本当に学校の教育というものを考えているとすればちょっと欠けてるなというふうに思いますけれども、その点について、思いを聞かせてください。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 私からまずお答えをいたしたいと思います。後ほど町長からもお答えいただけると思います。若干ちょっと町長との意見の相違はあるかもしれませんが、私の意見としてのお話をまずさせていただきたいと思います。

まず、1点目の地域の今の居武士小学校の状況というか、地域の声をどう教育委員会と

してとらえているのかということのお尋ねだと思いますけど、まず、その辺の地域の声として、特に後援会の役員会のほうで、数年前から、平成22年ぐらいか、もうちょっと前からかはわかりませんが、その辺から総会等で統合に向けて話し合いを役員同士というか、保護者同士で話し合うべきではないかということを受けながら、それぞれ年数が経過し、昨年、具体的にというか、25年度の役員会において、後援会としての統合に向け、居武士小学校の将来のあり方について話し合いを進めていくよう、具体的な話し合いをされたというふうに聞いております。その中で昨年実は11月に後援会というか保護者、今、その当時在籍していた保護者向けのアンケート調査を行いながら、今の小学校、居武士小学校の良い面や悪い面を出しながら、さらなる今後のあり方について、将来のあり方ですか、進めていくということで聞いておりますし、その内容も私のほうで熟知しております。その中でさらに今年に入りまして、今の保護者の中で、保護者13世帯、14世帯おりますかね、その中の保護者たちが集まって、8月と11月に、居武士小学校の今後に向けての話し合いが行われているというふうに聞いておりますし、その中でもさまざまな意見があって、やっぱりいろんな今の小規模の学校の中の学習面や、児童数が少ないという不安もあって、統合に向けてのお話もありますし、また一方では、今の小規模校での一人ひとりを尊重した教育に対する良さも出されているということで、その辺のことを私ども教育委員会として、いろんな声が出ているということは聞いているところでの状況でございます。

今後におきましては、今は保護者中心にお話していることを今後地域に向けてもその辺の話です、その辺の意見交換というか、地域に向けてもお話するようなことも聞いていますので、教育委員会としては、その辺の状況を見極めながらどのような方向性が出されるかを見極めて検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

それと2点目の統合するかしないかの部分で、特に小学校教育のビジョンを出した中でその辺の今の2校のあり方を考えるべきではないかというご意見ですけど、まず、確かにそういう面もあるかと思えます。ただ、先ほど答弁で申し上げましたように、行政側で申し上げますと、財政状況とか、例えば、子どもの数だけでそのことを統合進めるとか、小学校のあり方、今の居武士小学校のあり方を決めるべきではなく、いろんな多様性を持った学校が、うちの町だけではなく、ほかの市町村もそうですけど、いろんな市町村も学校の大小によってのそれぞれの学校経営の中で、その環境の中で学校経営を行っているわけですから、その今の状態の中で子どもたちの最善の環境を整えるのが、先ほどと重複しますが、私たちの使命だと思っているところでございます。

それと学校の統合につきましては、確かに学校の規模の大小による学校教育の影響とか、学校運営の面からもさまざまな、人によってさまざまな意見があることは確かな状況でございます。先ほど佐藤議員もおっしゃったように、私もまずは子どもの教育を第一に優先するというのが、まさしくそのとおりだと私も思っているところでございますので、それと教育の中でというか、子どもの環境を考えると多様な考えを持った子どもたちが出会いながら、そこで協調性や社会性を養い、そして人間関係を築きながら育っていくことが一番最適な教育環境だと思っております。しかしですね、居武士小学校のような小規模校のように、先ほども申し上げましたように、子ども1人の能力や個性を生かす教育を進めるというのも一つの教育の大切な部分でございますので、それぞれの特性を生かし

ながら、今最善の教育を進めることが私たちの使命と思っているところですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） この問題で私が直接答えるということはあまりしてこなかったのでありませぬけれども、基本的には、教育にかかわる教育行政にかかわる重要な柱でございますから、私は極力発言を控えるようにしているところでございます。それは行政の一般行政の立場で、将来にわたって1校で学校を進めるということは、現時点で私はその立場で申し上げるということは大変危険性をもっている。すなわち今懸命にやっておられる方もおりますので、その点で言うと時期尚早というふうに考えておりますので、この点は、佐藤議員と見解の相違かもしれませんが、ご理解をいただきたいと思います。

同時に、私は何点かこの最近になっての動きの中で、非常に参考にしなきゃならない部分もあるなということで何点かご紹介をさせていただきます。

まず最初には、居武士小学校の父母が非常に熱心にこの問題について、我が子の現在と未来のために懸命な議論をしてるということについては、改めて敬意を表したい。それは他の周りの人たちが決めることではなくて、そこにかかわっている子どもたちの親たちが当事者として、やっぱり意見を述べ合うということは、とても大事なことだと思います。基本的には、我々はその考え方を真摯に受け止めて、結論としてどういうかたちを提案していくかということになるのではないかなというふうに思っております。

例えば、最近で言いますと津別の活<sup>かつ</sup>み<sup>み</sup>でありませぬ。これは、10人を切った段階で統合になりました。もちろん複式です。置戸は境野、勝山、秋田等の学校がありました。勝山は統合まかりならないということで最初はスタートしました。1年後だったか2年後だったか忘れませぬけれども、PTA、地域含めて、もう立ち行かないと。ぜひ統合してくれという熱心な議論の末に、そういう結論を地域の方々が出して、統合ということになりました。いずれにしても、学校の校舎新築等々の大きな状況が変わらない限りは、基本的には、私は今、通学している子どもたちの親たちの意見というのを第一義的に尊重するべきでないかなというふうに思っています。ですから、私も地域の中に入っているいろいろ聞きますけれども、いろんなご意見があります。しかし、親が決めた結論は地域としても、もうこの時代だからということは、佐藤議員がおっしゃるとおりの意見もたくさん聞いておりますので、それはやっぱり見守りながらも一定の結論が出るのを私は行政の立場としては、待たざるを得ないだろうということになっています。

しかし、いずれにしても、居武士小学校の開校100年が2年後に控えております。これは一つの節目になるのではないかなというふうに思っています。来年は新入学生が児童がいらないということでもあります。しかし、何年か後にはまた20名以上の子どもたちになるということも、調査の中で聞こえております。

また、青年の中には、障がいを持った子どもが居武士に入学をする。我々が育ったように、あの地域、あの学校だからきめ細かな障がいを持った子どもたちの教育が訓小とは違うきめ細かな教育ができるのではないのか、何としても残してほしいという意見も私のところには届いております。

そういうそれぞれが前向きに学校存続に向けて、あるいは学校統合に向けて議論をしているときに、今の段階で行政が将来ビジョンとして、訓子府小学校は1校にするという方

針を打ち出すということは、私は行政としては控えるべきではないかというふうに思っています。

その点で言うと昨日も古沢教育委員に私のほうから辞令交付をいたしました。4年間、教育委員としてよろしく頼むということで辞令を出しました。改めて地域の代表である教育委員として地域の声を聞きながら、教育委員会、教育行政全体の中に、居武士の声を反映していただきたいということをお願いして辞令を渡したところでありますけれども、私の現時点の設置者としての姿勢としては、そのとおりでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） はじめに、今の答弁で言っていることはよくわかります。

教育長に伺います。

26年度の教育長の執行方針の中で、教育行政の基本的な考え方としてあげられております。訓子府町は子育て支援センター、保育園、幼稚園、小中学校すべてが町立であり、学びの連続性、支援の継続性が構築されていて、その特徴を生かして学校教育の振興を図っていく。いわゆるなるべく本校の子どもたちと同じ教育をさせるために交流事業を非常に多く増やしている。それで何とかいわゆる学びの連続性といいますかね、二つの学校をできるだけ一つの場を多くしようとしているのだと思いますけれども、いずれにしても、居武士小学校の子どもたちには、本校の子どもたちと違いたいわゆる幼稚園から中学までの連続性ということは補いきれない。欠けているままだと思います。決して現状のあれから言いますと今、教育長も町長も同じような内容の考えのようではございますけれども、これは決して基本的な集団教育というのは、交流学习を相当進めても、それを補えるものではないというふうに私は指摘をしておきたいと思っております。

ここに今の町長の答弁をいただきまして、これは平成22年6月の定例のことです。居武士小学校の統合について、当時、どなたが質問したとは申しませんが、その答弁の中で、今の答弁と同じように、「居武士小学校は本町教育の発祥の地、歴史的な学校である。」2として、「障がいを持った子どもに福祉的にもきめ細やかな支援が対応できる学校である。」3として、「地域の学校として頑張っている。」今の答弁もそうでありまして、これらの3点について、私は統合したからといって必ずしも失われるものではない。そういうふうに考えております。それは過去に大きな学校が統合した地域の状況、現在かなりもう時間がたってますけれども、本校の学校の子どもたちになってから、地域も子どもたちも立派に地域もしっかりしておりますし、学校がないからといってそう問題になるものではない。当然地域に入っても、もう学校を中心に地域が振興するなんていう時代ではない。これだけ目の前には高速道路が通って、環境良くなって、訓子府町が小さくなったとは言いながら、その小さな意味というのは、便利になって小さくなったという意味だと思います。そういうふうに私は認識しておりますし、町長も教育長も答弁されたけれども、地域が決めることも一つの方法ですけれども、学校教育の基本というのは、地域の父母が決めるものじゃなくて、学校そのものの教育というのは、私は町部局が基本的にどうあるべきかというのが、そこが基本だと私は思いますけれども、それについて後で答えてもらいますけれども、それとですね、24年6月の定例、当時の教育長といったほうがいいのでしょうか、居武士小学校の今後のあり方について問われた際の答えと

して、町部局としては希望的な思いと前置きしておられているわけですが、「学年が欠けたり、同級生がいない状況は好ましくない、また6学級は理想であり、学校の望ましい姿と考えている。こうした中で学校運営をしていきたいと考えている立場」だと。意味わかりますね、だと答えております。町長も今の現職の教育長もこの思いには今はどうでしょう、お答えいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、前段の私の教育執行方針の中での学びの連続性や支援の継続性のお話があったと思います。それで私の考えとしては、今の小学校が、例えば小学校が2校あるから学びの連続性や支援の継続性ができないというのではなく、それが2校であろうと、その中での環境の中で私たちは義務教育の中でそういうことをやっていくというのが私の考えでございますので、その辺はまずご理解をいただきたいと思います。

それと先ほど24年6月の前の教育長の答弁の中で「学年が欠けたり、同級生がいないという学校環境の中では望ましくない」というような回答があった。確かに、先ほど私もお答えしたように、学校教育の環境の中では、さまざまな環境の中での学校がございますので、その中での一般論として、例えばそういうことをおっしゃられた部分だと思います。確かに多様性のもった子どもたちが学び合い、協調性を持ち、競い合いながらやるのが学習環境の中で最善の部分もございますけど、人が少なくとも学校教育の中で異年齢の交流等を含めながらやっていくことも大切な部分でございますので、その学習環境の中で行うことが最大の教育環境だと思っていますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 小学校の件につきましては、町長のご意見も伺いましたし、教育長も将来に向けて、現状と将来に向けての取り組み、それから、地域の状況もかなり理解しているように伺いましたので、私の質問としているところの意図もお諮りいただけたらと思いますので、今後の両校の教育のあり方と、それから統合については、ぜひひとつ前向きといいますかね、発展的な方向に向かうように努めていただきたいと思います。

時間をおっておりますので、次の質問に移りたいと思います。

だいぶん答弁の内容が、少年活動についての団活動についての答弁が長いようですので、はしょってちょっと早口で伺いたいと思います。

少年団活動の指導者確保について。

本町では、以前から学校の課外教育としての少年団活動が関係する方々の熱心な取り組みによりまして大変活発であります。異年齢を越えた集団活動をとおして心身を訓練し仲間意識を高めるなどの大きな教育効果を上げてきたところであります。

現在でも子どもたちの人数は減少しておりますけれども、その中にあっても少年団活動への参加率は高く、活動内容も今の時代が求めている多様なニーズに対応されたものと伺っております。この活動が継続され、より発展するために大切なことは、熱心な指導者を確保していくこと。それを支える行政部局の支援と、保護者などの理解と協力が重要であると思うことから、以下の件について、現状と今後の取り組み方などについて伺いたいと思います。

1として、現在、各少年団活動の状況はどのようになっているのか。

2として、現在、各少年団の指導者の必要数は確保されているのか。また、その指導者

の養成などはどのように行われているのか。

3として、少年団活動の中でも人気が高いと言われている「水泳少年団」が今年度以降指導者の確保の見通しがたたず、休団になると聞いておりますけれども、団員や保護者からは継続の要望が多いと伺っておりますが、次年度に向かって対応はどのようにしているのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 「少年団活動の指導者の確保」について、3点のお尋ねがありましたのでお答えします。

1点目の「現在の少年団活動の状況について」とのお尋ねですが、本町の平成26年度における少年団活動をしている団体は、KL野球少年団、サッカー少年団の銀河ジュニアF.C. 2002、バレーボール少年団、剣道少年団の尚武館、居武士スケート少年団、スキー少年団、水泳少年団に今年度、新たに活動を始めた陸上少年団の8団体があります。次に、団員数については、小学生が222名、中学生が3名で合計225名となっております。全国では、スポーツ少年団団員の約9割を占めている小学生において、加入率が約10%といわれている中、本町の加入率は、一部にスキーと水泳のように複数団体に加入している団員もいますが、小学生の約60%以上の子どもたちがスポーツ少年団に加入しており、その数字は極めて高く、子どもたちのスポーツ活動が盛んな町といえます。

次に、2点目の「指導者の必要数は確保されているか、また、指導者の養成はどうか」とのお尋ねですが、平成26年6月の調査では、指導者数が全少年団あわせて、73名が登録しており、そのうち31名が登録しているスキー少年団を除けば、指導者は1団体あたり平均で6名程度となっております。また、年代の構成については、20歳代が5人、30歳代が20人、40歳代が27人、50歳代が16人、60歳以上が5人となっております。最近は、若い指導者の登録が少なく、高齢化が進んでいる傾向にあります。また、その中でも女性指導者は10人でそのほとんどが水泳少年団に集中しており、全体的に女性指導者が少ない状況にあります。

また、少年団活動の多くは、平日の午後4時から活動を始める団が多く、指導者のほとんどはそれぞれ仕事を抱え、平日の夕方の時間帯に出役できる指導者数は足りない傾向にあります。このことは、本町に限らず全国的な課題であり、どの町でも指導者の確保に苦慮しているところです。

指導者の養成につきましては、各少年団の指導者間で自主研修やミーティングをするなど、それぞれの団が積極的な取り組みを行っているところです。教育委員会でも、単独事業で「社会体育関係指導者派遣費に関する助成」を設け、少年団指導者が日本体育協会スポーツ少年団が認定する指導者の資格取得やそれぞれ競技種目の専門指導者資格の取得に対し支援するなど、指導者の養成や資質向上を図っているところです。

次に、3点目の「本年度、活動停止している水泳少年団の次年度以降の対応について」とのお尋ねですが、水泳少年団は昭和57年に水泳に熱意のある指導者・保護者が中心となって、スポーツ少年団を組織化し、今年で33年目を迎えております。設立当初から水泳少年団は低学年から団員を受け入れ、初心者から選手育成コースまで個別に指導する体制をとったことから、保護者に理解が得られ、多くの子どもたちが入団してきました。ま

た、水泳競技の管内大会では、優勝する団員を多く輩出し、さらには全道・全国大会で活躍した団員もおり、管内でも活動が盛んな少年団であります。

しかし、この水泳少年団も去る11月8日、指導者・保護者が集まった総会において、今後、団活動における指導者確保の見通しが立たないため、団活動を停止することになったところです。

水泳少年団は現在6名の指導者がおりますが、団活動で長きにわたり中心的役割を果たしている60歳代の指導者2名が高齢化による体力低下や体調不良の理由で、さらにその他の指導者も仕事の都合や親の介護・出産などの都合で今後、指導を続けられないとの意思があり、活動停止に至ったものであります。

今年度の水泳少年団の活動状況は、団員が46名で、そのうち18名が町外の置戸町・北見市から入団となっております。活動回数は平日の夕方4時から週3回の活動、夏休み期間中は平日に週4回の活動をしています。また、団員の構成は小学2年生以下が27名となっており、近年は特に低学年のうちに水泳少年団に入団する子どもが多い傾向にあります。

水泳少年団活動の停止を受けて、昨今、少年団の保護者と連携して、水泳少年団の保護者に対して、水泳活動にかかる意向調査を実施したところ、保護者34世帯のうち28世帯から回答があり、回答した全世帯が何らかの水泳活動の継続を希望しています。

また、保護者からの自由意見でも、今後の活動に関しては、週1回～週2回でもいいから、ぜひ継続してほしいという意見が多くあったところです。

教育委員会としては、水泳の特性を生かした子どもたちの体力増進や健全育成、さらに訓子府町温水プールの有効利用の観点からも水泳少年団活動の継続を望むものであります。

今後は、少年団の保護者と連携して、指導者の確保と今後の活動運営に関して協議していくこととしております。

全国的に子どもの体力は低下傾向にありますが、本町の子どもたちの体力増強とスポーツが大好きな子どもを育てるためにもスポーツ少年団の活動に対して、今後も継続して支援し、豊かなスポーツ環境の実現に向けて努めてまいります。

以上、お尋ねがありました3点につきまして、お答えさせていただきました。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 残り時間が少なくなりました。よろしくをお願いします。

佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 要点だけを伺いますが、状況としてはよくわかりました。

以前、私もこの水泳少年団については、結成当時から10年ほど関わりがありまして、教育長が今言われたように少年団活動で唯一重要なことは、いい指導者が見つかるかどうかというよりも、指導者がいるかないかによって、大人のクラブ活動と違いまして、少年活動はまったく活動することはできません。以前にも、私が当時結成したときには、70名から90名いたんですけども、指導者が1人だったんで、それは大変だということと北見から2人ほど補助員をお願いして、そのほかに現在まで今60何歳という方が2人おりますけど、この方と5人で今までやってきた。でも、最終的には、14、5年前からこの2人が中心になってやっていたと思います。

そこで、この少年団の指導者というのは、昔からやっぱり学校の教員をお願いした経過

が多いわけです。お願いしたところ、校長の立場からは「何とかやってほしい」という声はかけますけれども指示できないと。おかげさんで次の年にすごく優秀な水泳の先生が来られて、その間、5、6年だと思えますけれども、飛躍的な発展をしたことがあります。私は校長に申し入れたのは、水泳少年をつくったのは、この小学校を卒業する子どもが全員泳げるようにしたいんだと。そして、平成7年に温水プールが唯一の大きな予算を使って賛否は別として出来上がった。その中でぜひひとつ希望者も多いことですから、具体的なお願いとして、教育委員会側から学校に対して何とかやっぱり指導できる先生を呼んでほしいと。そういう要請を強く申し入れていただきたい。今の答弁でいきますと、これ26年度は活動したんですね。これ最初の答弁では活動停止とありますけれども、27年度が問題でありまして、かなり期間もありますけれども、なかなかやっぱり大変だと思えますけれども、ぜひひとつそういう対応を積極的にお願ひしたいと言っておきたいと思えます。

いかがですか、教育長。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 答弁申し上げましたように、指導者がいる中で、少年団によっては全指導者が教員であるという少年団もあるのが事実でございまして、教員に頼っている部分があるというのが現状でございます。

ただ現状を申し上げますと、今の先生の中でもやっぱりそういうかかわりを持つ方がだんだん少なくなっている現状でございまして、そのような多様なそういうスポーツができるような方を本町の中で呼べるような努力をしていくとともに、本来の少年団活動に関しては、地域の方々たちが支援していくということが本来的な姿でもありますので、指導者養成並びに確保に向けて教育委員会として努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 時間が来ましたので、大変時間の配分が悪くて思うような意見が聞けなかったわけですが、繰り返しますけれども、少年団の予算として88万円、近年予算されておりますけど、その配分の内容もですね、もう一度再検討されて、少年団によっては団員1人当たり1万7、8千円の団費を集めて、そのうちの1万4千円が報償費を払っている。ぜひひとつ88万円の予算の内容の検討と、それから、大事なのは指導者ですから、その辺の配慮も少し将来の予算に含めて、ぜひひとつ将来の少年団活動のすべての少年団が活用されますように少し取り組んでいただきたいと思えます。

質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 2番、佐藤静基君の質問が終わりました。

ここで3時5分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時 5分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、3番、西山由美子君の発言を許します。

3番、西山由美子君。

○3番(西山由美子君) 3番、西山です。通告書に従いまして、町長に質問いたします。  
町政2期8年間のまちづくりで残された課題は何か。

訓子府町の町の素顔は8年前に比べると人口は約500人減り、子どもの数も農家人口も減るばかりで高齢化率と空き店舗、空き家が増えていく悩み多き小さな自治体です。でも、行政と地域住民が互いに顔も名前も知り合えて、歩み寄れば意思も通じ合え、連携をとれば大抵の課題を解決できる長所もあると私は思っています。

町長は「みんなで創る訓子府の元気」を基本理念として、8年間「7つの約束」を町民に示し、さまざまな施策を執行してきました。その中で残された課題は何か、そして、この小さな町が元気になるためには、さらにどうすべきか、町長の考えを伺います。

1点目、8年間さまざまな方法で町民と対話してきて、行政サービスにどう反映されましたか。

2点目、福祉優先の町として残された課題は何ですか。

3点目、子どものための施設、環境整備、支援体制は充実していると感じますが「子育てしやすい町」としてPRがもっと必要なのでは。

4点目、これからの町政への優先的課題は何ですか。

以上、伺います。

○議長(橋本憲治君) 町長。

○町長(菊池一春君) ただいま「町政2期8年間のまちづくりについて残された課題は何か」について、4点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

まず1点目に「8年間さまざまな方法で町民と対話してきて行政サービスにどう反映されましたか」とのお尋ねでございました。

私は、平成19年5月の就任以来「みんなで創る訓子府の元気～できるところからすぐ実行～」を掲げ、「訓子府の底力でふるさとの未来をひらく」ために、「町民こそが主役」で「町民福祉の増進を図る」ことを基本理念として町政を推進してまいりました。理念実現のため町長就任とともに、「町民総意でまちの将来を決めるシステムを確立すること」を中心に町民38名で構成する「まちづくり委員会」で検討し、「住民参画ビジョン検討会議」でのさらなる協議を経て、2期目に地域代表の方29名で組織する「まちづくり推進会議」を常設設置し、現在まで9回の会議を重ねているところであります。

その間、85回を重ねる夜間町長室の開催をはじめ、みんなのふるさと懇談会、車座トークや老人クラブ訪問、ひとり暮らし高齢者宅への「おじゃまします訪問」のほか、各団体やふるさと応援団との懇談などさまざまなかたちで広聴活動を推進しております。

お聞きした多くの課題や意見は、まちづくり委員会から提言された「高齢者の足の確保策」として実施した高齢者ハイヤー利用サービスや路線バス高齢者利用支援事業を創設したほか、さまざまな施策を展開してきましたが、この8年間を通して町民の方々が自ら積極的にまちづくりに参加する意識、職員がまちづくりや町民生活に同じ目線で向き合う意識が着実に高まってきていることが大きな成果と感じているところでございます。

2点目に「福祉優先の町として残された課題」についてのお尋ねがありました。

私は、「福祉優先のまち」をつくることを政策として掲げ、さまざまな施策を展開してまいりました。

社会福祉政策は「ゆりかごから墓場まで」が基本であります。特に高齢化率が30%を超える高齢社会にあつて、働き方や社会生活、地域におけるコミュニティーや生活環境のあり方など全ての町民が豊かな人生を享受できるよう努めていく必要があります。

誰もが住み慣れた町で、安心・安全を実感し、住み続けることができる「町民にやさしいまちづくり」のため「共に支えあうまちづくり」を築くことが理想とするところでありますが、時代の要請は多種多面にわたり、加えて人口減少、少子高齢化の進行などさまざまな要因が複雑にからまりあつてなかなか出口がみえてこない状況です。

このような中、次々と生まれる問題に向かつて一つずつ糸をほぐすように選択しながら進めることが課題と思つております。

3点目に「子どものための施設、環境整備、支援体制は充実していると感じているが『子育てしやすい町』としてPRが必要ではないか」とのお尋ねがありました。

私は、この8年間、小学生までの医療費自己負担の無償化や児童センター「ゆめゆめ館」の建設をはじめとした「子育て支援対策」を積極的に展開してまいりました。

さらに、現在実施設計中の就学前の幼児教育と保育を一体的に行い、義務教育機関などとも連携できる特色ある「くんねっぷこども園」の開園も待たれるところですが、ハード面ではこのこども園がひとつの到達点といえるかもしれませんが、これら施設に負けないようにソフト面も積極的に充実させアピールしていきたいと考えております。

4点目に「これからの町政への優先的課題は何ですか」とのお尋ねがありました。

私は8年間町政を担い「くんねっぷの元気を創る」ため積極的に施策を展開してまいりました。

基幹産業の農業は、年内締結が先送りされましたが本町に大きな影響がある環太平洋戦略的経済連携協定が予断を許さない状況にあること、今後100億円規模の投資が予定される第4期農地整備事業の事業進捗など農業情勢が混とんとする中、関係機関と連携し訓子府農業を守り、育て、発展させることが必要です。

また、空き店舗が目立つ商店街は、大型店舗の出店が決まり経営環境が大きく転換する中で即効性のある商工業の振興施策が求められています。

そういった意味では、人口減少、少子高齢化、グローバル化した経済情勢の中で、町の産業や経済を中心としながら、福祉、教育、子育て環境などの分野においても世の中の動向を見極めながら事業展開することが問われていると思ひます。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えをさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） それでは、項目に従ひまして再質問していきたいんですが、先ほど小林議員のほうから後はお前がやれみたいなかたちで言われたんですが、私はこの質問をする段階で次期の町政を例えば菊池町長が継続してやるとか、ほかの町長がやるとか、そういうことで考えたのではなくて、この8年間、菊池町政が行ってきたことをどう次の将来的なまちづくりにつなげていくかということ、もし、小林議員の質問の中で、菊池町長が「次は僕がやります」という強い意志をもつてお答えになられれば、もっと私も強く質問していく覚悟ではいりましたが、どうも今の段階ではっきりしたお答えではございませんでしたし、国の情勢を見極めてという回答の中にご自身の意思がちょっと見

られなかったのがちょっと残念だなと思っています。

それで1点目の町民と対話の中でどう施策に生かされたかということで、すごく特徴的だったのが、訓子府町長の夜間町長室の8年間の継続です。これは毎月の広報の中で、何人の方が来庁されて、どういう質問をされて、どういうふうに答えたかということを簡潔ながら丁寧にお知らせしていました。8年間でどのくらいの利用実績があったのか、そして、これを政策につなげていった実績があったのかどうか、その辺と二つ目に特徴的として考えられるが、前町長の時代からも行政と地域との懇談会がいろんな名前を変えてありまして、最初はふるさと懇談会でした。そして、昨年からは車座トークに変わりました。これはきっと毎年、地域から申し出があった場合出向くというかたちですので、要望があるのが決まった地域に限られてしまったということで、かたちを変えたんだと思いますが、そこら辺の今までの実績と、それから、全く行政とかかわりを持つ、要望に至らない地域とどういうふうに今後も、むしろ問題を持っているのが、そういう地域にあるのかもしれませんし、回数を重ねると、やはり町長や課長たちと直接話ができるというんで、地域の住民の方たちもとても親密になってきますし、喜んでいることも実情ですけれども、やっぱり全町的に考えますと、もっと広い意味の対応が必要なのかなと思います。

この2点について、再度お伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） まず、夜間町長室とみんなのふるさと懇談会等々もございますけれども、それらの実績的なことが1点と、その内容の要旨、そして、それらがどういうかたちで反映していったのかと、こういうことでいいでしょうかね。

改めて、私は夜間町長室やみんなのふるさと懇談会ももちろんそうですけど、町長のおじゃましますということもできるだけ町長が町民の前に出向く、あるいはひと月にいっぺんでもいいから、この時間帯に私のところに、役場に来れば町長は必ず体をあけて待っていると、こういう姿勢を打ち出すということは非常に大事だと思って、この政策を1期目からやってまいりました。ですから来ないときもあります、誰も来ないときも。しかし、ドアを開けて待っているという姿勢を貫いてまいりましたから、今までで開催数で言いますと86回、そして、来られた方が、年度それぞれバラつきはありますが170人。それから、意見・要望については126件の要望があったというふうにも実績的にはとらえているところでございます。その要望は多岐にわたっております。福祉の問題から個人的なことから農業の政策的なことから、本当に多岐にわたっていろんな課題が寄せられています。もう就職を紹介してほしいから、家の家庭の問題からいろいろでありますけども、基本的には、私が町長として解決できる部分と、これは担当課に直接、私のほうから話を通して具体的に向き合っていたり、解決に努力してもらおうということのほうが多岐にわたる。ですから、その点で言うと今言った多岐にわたるさまざまな問題に対して、政策的に反映できるもの、あるいは具体的にすぐ解決しなきゃならないこと等々を処理をしながら、この8年間やってきたというふうにご理解いただいているのではないかな。

それから、佐藤町政以来、例えば青空町長室というのをやっていました。これは佐藤さんに以前お聞きしたことがありますけども、社会教育が戦後、公民館を持たない時代がありました。そのときに、青空公民館をイメージして、むしろ、施設はなくても地域に出向いてということの始まりが青空町長室なんだという話を聞いたことがありますけれど

も、その後、いろんなかたちを変えながらもやってきましたけれども、だんだん固定してきている。それで、町内会・実践会だけではなくて団体や、ある一定の人数が集まった段階で呼ばれば行くというかたちで、現在の車座トークというものをやってまいりました。これらについて、平成25年度末で言いますと開催数でいうと19回、それから、来庁者数で言いますと326名の方が参加している。そして、意見要望等については、153件があげられているということですから、決して多いとは言いませんけれども、地域課題等、地域で解決できない問題を特に道路等々のハードのことが多いわけですけど、生活に密着した要望に対して、それに対して即実行する。あるいは政策的に上げていくということを努力しながらやっています。

それから、2期目の私の中で、お年寄りのひとり暮らしのところを尋ねたいということで、それらのことをやってまいりました。これは実績的には、なかなか私の時間がとれないということもあって、結果として、平成23年から3年目ですけども14回といひましようか、訪問にとどまっております。お会いした人等々含めていくと275名の近況の懇談から相談から含めて高齢者宅や、あるいは老人クラブに行ったりしながら、町政についての語り合い等々を行ってきているという状況でございます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 町長の実績といいますか、その姿勢的なもので、継続は力なんだなということで、町民の方々と一人ひとりに向き合って話を聞くということはとても良いことだし、私たちの町の町長として、あらゆるメディアも取り上げたり、それから、今年などもさまざまな町村から視察も来たり、町民の方々は皆、うちの町の町長は決して無口なほうじゃないというのはよくご存じですから、すごくその実績というか、なさってきたことは、それぞれ町民の方も評価なされてると思うんですが、私が今おじゃましますもそうですけれども、町長が忙しい日程の中で、自転車に乗って行ったとか、そういう話を聞いていますと、ちょっとおやっと思っするのは、町民の方は町長が来てくれたということで、きっとすごく喜ぶと思うんですが、本来はやはり職員がもっとこの小さな町を、先ほど最初に言ったように、もっと職員一人ひとりが地域に出向いていく、地域の人と話し合う、そういうことが必要なんじゃないかと。例えば、菊池町政がこの8年で終わったとしたら、次の町長になる人がそれを継続できるかどうかは、その人の考えですから、そういう何ていうんだらう、長期的に誰がなってもやっていけるような体制づくりがこれから必要なんじゃないかと思うんですね。それで、やはり何て言うんだらう、この小さな町で一人ひとりの顔とか生活状況とかが見えるということは、職員も対応がしやすい反面、何て言うんだらう、情報がやっぱり漏れやすくなったり、いくら個人情報で守られていても、そこら辺すごく神経を使うところでもありますけれども、地域担当職員として、だいぶ職員同士の町民との間の絆もつながってはいると思うんですが、先ほどおっしゃったように、車座トークやふるさと懇談会でもやっぱり地域が限定されてしまったり、地域担当職員の活用の仕方も地域によってすごく差があったりしますので、もっとその辺、意外と行政とふれあえてない地域が、逆に言えば、これからそういう地域とどうつながっていくかということが見えてくるんじゃないかなと思います。それで、もし次期菊池町政として継続なさるならば、その辺、町長も年齢が加算されてきますから、もっと若い職員をもっと

動いてもらって、地域との密着度をつなげていけたらと思います。それが1点目の要望です。要望というか感じたことですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私も年をとってきていますけども、長期的に誰がやっていこうとやるべきことこれは当然だと思います。例えば私自身が時間を割いて、高齢者宅にお伺いしたり、あるいは老人クラブにお伺いするというのは、一つの町長としての姿勢としてご理解いただきたい。これは、それをやらないからどうだということではありませんけど、私が町長である以上は、私自身のスタンス、姿勢として、そこは失ってはいけないというふうに考えておりますので、ここはまずご理解いただきたい。

それから、もう1点ですけども、職員自身が私以上に地域の中にということの要請でございます。これらは、議員もご存じのとおり地域担当職員は、少しずつではありますけども非常に浸透してきているし、地域からも呼ぶところが出てきていると。そこでいくらいつてもあまり地域担当職員も含めて呼ばれない地域や活動できない地域はどうするかと。私は最善の努力をしますけども、これは仕方ないと思っています。だって、いくらこちらが門戸を開けて、出て行ってやろうやろうと言っても、必要ないと言っているのは、強制的にやるのが本当にいいかどうかわかりませんが、ある一定の私自身も理解していかなきゃならないところなんじゃないかなと思います。しかし、その努力は行政としてやっぱりやっていかなきゃいけないことなんじゃないかなというふうに思っていますので、今後も私はどなたが町長になっても、そういう住民目線と住民と向き合うということのスタンスは、誰がリーダーになっても、やっぱり変わるべきことではないというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 2点目の福祉優先の町として残された課題は何だということなんですが、先日、12月5日にNHKで偶然見たんですが「北海道のナンモン！」という番組の中で、北海道が全道で65歳以上のひとり暮らしの方が33万人を超えて15年前の2倍になったと。そういう前段の説明があった後に一番最初に訓子府町が出たんですね。それでびっくりして、訓子府町の政策的なことが出るのかなと思ったら、要するにどんどん孤立化していく高齢者の方たちの現状ということで、訓子府町が最初に映し出されて、そこにお出になっていた町民の方が、やはり将来的にとっても不安を抱えていると、そういうお話をされていました。職員の方や町民の方もご覧になった方がいると思いますが。先日の子育てシンポジウムの集まりの中でも、若いお母さん方がいる中で、私と偶然、河端議員がおばあちゃんの立場と言いますか、孫育ての立場で出席したんですけども、その中でグループワークでどんな町になってほしいかという要望書を町長なり教育長に出そうということで各グループで話し合ったんですね。その中でおやっと思ったのが、若い世代の父兄の方たちが昭和の時代の人のつながりを求めている。今すごく個人主義がどんどん強くなっていて、同じこんな町内でも隣に誰がどうしているんだろうということがわかりづらい時代になってきている。そうではなくて町民皆で子どもを育てるような、そういう雰囲気づくりができないかという若い人たちの提案がたくさん出ていました。それで、先ほどのテレビの中でも、高齢者がひとりがどんどん増えていく、その行く方向への不安があって、他の町で、例えば小樽でしたか、空き家を活用して、それは行政が最初にやった

んではないですが空き家を直して、そこにひとり暮らしの高齢者をシェア、シェアというのは共同の生活をする、そういう仕組みづくりをして、認知症になりかかっていたおばあちゃんがすごく元気になったというお話がありました。先日の新聞でも訓子府の町民の方がそういうシェアハウスみたいのができたらいいなと思っているというのは、皆それぞれ夫婦で暮らしていても不安を抱えているんですが、そういう福祉的な今後に向けた政策というのはどういうふうにお考えなのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） この間のテレビは私も見ました。NHKの限界だなと思いましたが、何かこう訓子府の女性が、この辺こう顔を隠して、末広がって、そしてちょっとこう歩行が何か非常に大変なようなお年寄りが出て、それで病院に通っている女性がバスに乗っている。このバスもなくなったら不安だなと。そして、小樽やいろんな展開をしていくと。それでそこでいったら三つありましたね。一つは空き家政策、これはどうするかと、それからもう一つは婚活、それからシルバーハウジング等の住宅政策、この三つがあそこに出てきた方々の大体私もずっと見ましたけども、19時30分からのやつビデオにとって見ましたけれども、そういうことがテレビ番組では指摘されたのではないかと。確かに私どもで住んでいる高齢者のひとり暮らしの方々が不安を持っている、不安感を持っているということについては、全く否定できるものではないし、これも一つの行政の課題として、何とかしていかなきゃいけないことだと思います。シルバーの方の婚活は、私はまだちょっとやるつもりはありませんけども、空き家対策は今、企画財政課、前にも話しましたが、190何戸かの空き家があって、およそ2分の1が補修することによって使えることが可能ではないのかという調査が終了しています。これは今、一つは若者の居住対策も含めて、さらに、高齢の方でも持ち家を維持できないという人たちも町営住宅に入りながら、そして、そこを有効に売却、あるいは貸すという賃貸も含めて、そういう政策をこれはやっていかなきゃならないんじゃないか。国はやっと空き家の取り壊し政策については、国土交通省で出したばかりですから、これについては、重要な課題として私自身も大事な柱だというふうに思っています。もう1点は、シルバーハウジングは何度も答弁させていただいていますけども、やっぱり高齢者の住む家と若者との共同やあるいはヘルパーの24時間体制を一つに、集会機能もそうなんですけども、一つにしながらやっぱりこれからの高齢社会を早急にやっぱり具体化していかないといけない。政策を具体化していかなきゃならないんでないか。

先般、ご存じのとおり福祉保健課を中心にして平成18年から包括支援センターが立ち上がりました。これで私の任期と同じようにほぼ8年間、9年間実施して、東幸町、若富町、末広でさまざまな講座を展開してきました。この総括と保健師たち包括支援センターとして、これから訓子府町の福祉政策で何が必要なのかというレポートをつくってほしいと要請をしました。非常に良い資料が保健師を含めて包括支援センターの方から、こういう問題があるという、ちょっと遠くて見えないでしょうけども、相当きめ細かな課題を整理してくれました。そして、最終的に当面この数年の間に包括支援センターとしてやらなきゃならないことというのは一体何なのかというのは、認知症サポーター養成講座の各地域での開催で、認知の人たちに対するサポート体制を構築していくというのは、極めて重要でないかということをお私にレポートとして、要介護の原因の特徴と地域で支える必要性

と、実践会の状況と、実践会の高齢者の状況で今私たちが行政として包括支援センターとしてなし得ることは何なのか。その点で言うと今言いましたように、認知症のサポーター養成講座を各地区、地域で展開していくということがもっと大事なのではないのか、それに私は保健師たちに言ったのは、やっぱり農協の力だと。今ヘルパーの資格を持っている農村の女性がいる。これらの人が見守りや声かけや、そういった地域で居住していく人たちをサポートする体制を何らかのかたちでやらなきゃいけないと思っています。12月の今月の来週になりますけども、農協の組合長や1市2町の市町村長と懇談を持ちますので、改めてこの問題を提案していきたいというふうに考えていますので、そういう点で言いますと西山議員もおっしゃっているとおり、私自身だけではなくて、行政の課題として、そして地域住民がこの町の孤立感や孤独感をもっと豊かなものに変えていくということの仕組みづくりがこれから私は求められていくのではないかなと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 私たちの町で職員が単身世帯とか、それから夫婦世帯の状況をどれだけ把握しているだろうなという話がこの間、町民の方と話しあったんですよ。ふと今回質問にあたって、26年の一番最近の70歳以上の単身世帯と70歳以上の高齢者世帯の数を教えてくださいということで資料いただきました。これは、各民生委員の方々が、地区の19名の民生委員の方々が自分の担当地区を1軒、1軒回って事情を聞いて、もしものときにどこに連絡しますかという、電話番号とか住所、お名前を聞いて、一つひとつ作成したものと伺いました。つまり全部情報は町の情報として本当は持っているんでしょうけれども、ここが個人情報として載せられないからそういうことになっているのか、私たちの町の民生委員さんは、年10回、協議会を開いて、ほとんど93.2%の出席率で、そして、各地域、本当にまじめにそういう状況把握したり、ともすればいらっしゃらなくて、その方が入院してるかどうか、子どもさんのところに長期で滞在してるかどうか全くわからない状況で、何回もそこに尋ねていったりと民生委員さんの果たす役割以上に動いていらっしゃるという実態を見まして、この辺どうなのでしょう、福祉保健課として、民生委員さんがまとめられたつくられた情報と実態はあっているんでしょうか。この中に必ずしも民生委員さんがあれした中に漏れている世帯もあり得るというふうに前に所管の時にもお伺いしたんですが、その辺はどういうふうに、何て言うんだらう、行政として助けているのか、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、民生委員の資料ですね、70歳以上の高齢者、それとひとり暮らしなどの数字のですね、年2回、自分たちの足で調べていただいて、数字を取りまとめていただいております。それで、町といたしましては取りまとめた数字を基本的には優先といいますか、させていただいておりますけども、うちの行政上の数値との違いについては、その部分については、大事な部分については教えていただいておりますし、実際に世帯に対しましても、一つの世帯で二つに分けている場合もありますので、民生委員さん方にすれば、それが分かれていないというふうな把握もしているわけでございますけども、行政上は分かれているというようなこともありますから、そういう部分で差異があるという部分はその辺のこととございますけども、その他にもありますけども、基本的にそれによって個々の名簿も一緒に出てきますので、それを見ながら実際に問

題のある部分については、情報交換をして整理させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 4番目の優先的な課題もそうなんですけれども、町長は当初から、今、福祉とか教育のほうに力を入れられているということは、町民の方々もよくご存じで、今の認知症のサポーター養成を地域でやるということもとってもいい案だと思うし、民生委員さんたちのそのご努力もすごく実態としてよくわかったんですが、もっと職員の、何だろう、職員と町民との情報のつながりというのがちょっと見えないんですけれども、今後、福祉的な強いまちとして考えた場合に、やっぱり職員の包括支援センターを中心とした職員の動きをもっともっと密にさせていただくことが大事なかなと思っています。

それで先ほどの子育てシンポジウムの中で、障がいを持っているお子さんのお母さんたちの主催した集まりなんですけど、何人も要望があがったのが、発達支援の「きらり」のような大きな施設ではなくて、その前の段階で訓子府町に障がいを持っているお子さんたちが気楽に相談したり、支援できるそういう体制ができたらいいなという要望があったんですが、園長先生が「白老町でそういうことをお母さん方の力で実践してるよ」と、教育長がいらっしやらなかったで代わりにお答えしてくださったんですが、そういうことも含めて、子育てと福祉と、子どもだけではなくお年寄りも含めて、お年寄りはお年寄り、子どもは子どもというのではなくて、みんなこう総合的な福祉政策というのをこれから訓子府町が特徴として出せるとしたら、一番自慢できるのは、そこなんじゃないかと思うんですが、最後にもう一度、町長の考えを伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） おそらく12月4日に開催した催しでないかなと西山さんおっしゃって、昨日、一昨日、2人中心になった女性が私のところに来まして、1時間ほど懇談をさせていただきました。非常に難儀をしながらも、教育長の力も借りて、教育委員会も幼稚園も保育所も、それから私自身も福祉保健課にも要請をしてあの集会をとにかく職業や立場を超えて子どもに向き合いながら、それぞれが参画していく体制をつくらうということなのであの会は催されました。やってみて保育士や幼稚園の教諭、そして、保健師やいろんな人たちが来てくれたことが最大の喜びだったと。そして10年間のこのいろいろなあの方たちの実践的な取り組みを含めて、訓子府は変わってきましたねという話を言ってくれて、私はいろんな課題がありますけども、さらにそれは地域的にも広げていかななくてはいけないと、とりわけ子育て支援センターの役割というのは非常に重要で大きな役割を果たしているということもまた、お聞きしましたし、その点では議員ご指摘のとおり、さらに良いものにしていかなきゃいけないんだろうなというふうに思っています。

それから、行政の情報を今のところある意味では出せるのは民生委員、これは守秘義務を持っているということがありますから、町内会長に出せるか出せないかというのは、やっぱり一人ひとりの住民の方の合意が必要だということになりますから、おそらく町内会長さんというのは、それぞれリストを持っているのではないのでしょうか。きつとって住宅の図だとか何か含めて持っているはずですよ。それが正確度や何かはどうかわかりませんが、かなり細かいところまで把握しているのではないかと。ケースによっては、行政のほうに相談していただいたらいろんな相談に乗れるということがあります。それをただ一

般的にぱっと公開するという事は、なかなか今の制度の中では難しい。

それから、一つひとつのきめ細かなという民生委員さんの限界が私はあると思っています。しかし、あそこに訪問するのは我々もさることながら、ヤクルト、郵便局等々、かなりの提携を結んでいますから、私は網の目のごとく、いろんな方たちが安否の確認や今の現状を把握できるような仕組みというのは、もっともっと広げていく必要があるし、例えばヤクルトの話でいいますと、一年に何回か、1回以上はやっていると思うんですけど、配達員の方と福祉保健課の職員との懇談をここ数年はじめたり、それから民生委員の情報の関係でいうと、かつては社会福祉協議会が事務局を持っていました。何年か前からか忘れちゃったけども、福祉保健課が事務局をもって、民生委員さんと情報を共有したりするというのを大体制的にちゃんとやっているという、この間も私出ましたけども、非常にいい方向に来ているんだなというふうに理解していますので、これでいいということはありませんけども、一層前へ進めていきたいと思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） わかりました。今、町長がおっしゃったのは愛の声かけ訪問ですか、それは販売員の方たちが年に何回かの話し合いが、とても、何て言うんだらう、よかったというふうに先日聞きました。そして、今まであまり挨拶もしてくれなかった職員が挨拶をしてくれるようになったとすごく喜んでいました。そして、やっぱりこれからも自分たちの仕事の張り合いとして、やっぱり職員にわかってもらえるということが彼女たちにとってとても大きな励みになるということも私も聞きましたので、これからも継続をお願いしたいと思います。

時間がありませんので、次の質問に移りたいと思います。

本町の子育て支援体制の充実について、教育長に伺います。

本町はこれまで「子育てしやすい町」として、子どもを産む前から成人となるまでにさまざまな福祉教育施策を進めてきました。

国は平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させ、この法に基づき、来年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。この制度への本町の取り組みと現代社会が生む大人の経済的格差が子どもたちにもたらす影響が本町の場合心配ないのか、また、その対策はとられているのか、教育長の考えを伺います。

一つ目、来年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」への本町の具体的な取り組みは。

二つ目、保護者の経済的格差による児童・生徒への影響と就学援助や奨学金の申請状況及び課題は何ですか。

三つ目、児童・生徒、保護者などへの教育相談体制はどのようになされていますか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「本町の子育て支援体制」の充実について、3点のご質問がございましたのでお答えをいたします。

1点目の「来年4月からスタートする『子ども・子育て支援新制度』への本町の具体的な取り組みについて」のお尋ねでございますが、子ども・子育て支援制度につきましては、平成24年8月に成立した「子ども子育て関連3法」により、平成27年4月から

施行されるものでございます。

その制度内容としましては、幼児期の学校教育や保育・地域子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくもので、待機児童の解消や認定こども園の普及、子育て支援センターの充実などとされており、市町村が実施主体となり事業を推進していくものでございます。

本町の子育て支援は、平成17年から、次世代育成支援対策推進法に基づき「訓子府町次世代育成支援推進行動計画」によって、さまざまな子育て支援施策を展開してきたところです。

新制度への移行により、国の新しい子ども・子育て支援制度に基づき5年を1期とした子育て支援事業の取り組みなどを内容とした「子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、保護者や子育てに関わる関係者で構成する「訓子府町子ども・子育て会議」を設置し、先に実施したアンケート調査をもとに、子育てに関する保護者ニーズや意見を踏まえながら、事業計画の保育量や保育方法、地域子ども・子育て支援事業などの具体的な内容を検討しているところです。

この計画は、「訓子府町次世代育成支援推進行動計画」の基本的な考えを継承し、保護者ニーズを踏まえ、福祉・教育などの関係機関との連携を図りながら、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進していくこととしております。

さらに、新制度の実施にあたりましては、本町の子育て支援の拠点施設となる平成28年度から開設を予定している「認定こども園」を見据え、子育て支援センター、児童センターとの一層の連携強化を図りながら、子育て支援体制の充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の「保護者の経済的格差による児童・生徒への影響と、就学援助や奨学資金の申請状況及び課題」についてのお尋ねについてお答えをいたします。

厚生労働省によると、子どもの貧困率は年々悪化し、平成24年度で16.3%と実に6人に1人の子どもが貧困状態であり、国としても、昨年6月に「子どもの貧困対策推進法」を制定し、具体的な対応を進めようとしております。

経済的格差により、教育にかかる費用が限られることで、例えば習いごとや学習塾に通うことができないなど影響は少なくないと認識しております。

義務教育においては、一定程度のセーフティーネットとして学用品や体育用品、給食費や修学旅行費などが支給される「就学援助」制度が充実しており、本町においては、平成26年度で小中学校で38世帯が申請し、所得要件を超えた1世帯を除く37世帯の小学生35名、中学生18名が対象となっております。

また、「奨学資金貸付」については、義務教育終了後の町独自の対策であり、平成26年度は8名の生徒が申請し、高校は月額1万5千円、大学・短大は3万円の奨学資金を受け取っております。

なお、それぞれの制度の利用者数としては、「就学援助」は、30件台後半の世帯数で推移しておりますが、「奨学資金貸付」は、平成25年度9件、平成24年度4件、平成23年度2件と、年によるばらつきが大きくなっています。

独自施策であります「奨学資金貸付」では、貸付審査委員会からの意見を踏まえ、平成24年度から所得要件を緩和するとともに、償還期間を延ばすなどして、より利用しやすい制度に改めるなど、常に課題の解決を図りながら制度運用に努めております。

「就学援助制度」や「奨学資金貸付制度」の実施にあたっては、制度内容等を広報誌や学校を通じてのチラシを配布し、多くの方々に利用していただくために保護者などに周知を行っており、今後も経済的理由で就学困難な方々への支援に努めてまいります。

次に、3点目の「児童・生徒、保護者などへの教育相談体制がどのようになされているか」についてのお尋ねでございます。

どの学校も同じですが、教育にかかる相談については、まずは日常の活動の中や個別面談等の機会を通じて、学校の教師における対応が基本と考えております。

しかしながら、数は少ないものの学校において対応しきれないケースがあることも事実であり、本町では生涯学習アドバイザーを配置し、さまざまな教育相談の対応を進めているところです。

生涯学習アドバイザーについては、公民館事務所に席を置き、本年度から勤務を週3・5日体制へと拡充し、月2回、各学校を訪問し、気になる児童・生徒の情報を共有し、待ちの姿勢ではなく積極的に対応することを心がけております。

その結果、学校だけでは十分に対応しきれない事案について、現在も関わりを持って相談を受けるなど、一定の成果が出ていると認識しております。

これからも学校と家庭、地域、そして生涯アドバイザーが、より連携を深め情報を共有し、きめ細かな教育相談体制の構築に向け努力していく考えですのでご理解をお願いします。

以上、お尋ねのありました3点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 1点目の子ども・子育て支援新制度についてお伺いしたいんですが、この件に関しましては、24年12月に上原議員、26年の6月に河端議員が質問しておりまして、その時点ではまだ具体的な国からの方向が知らされていないということでお答えがあったんですけれども、今回、消費税が1年半先延ばしになっても、この子ども・子育て支援新制度は、来年の4月から始めるという国のほうで方針を打ち出しておりますので、気になるのは私たちの町で今まで広報に、町民に対する広報がまったくされていないので、どうなんだろうと思って今お聞きするわけですけども、28年度から本当は私たちの町では、こども園という新体制になるわけですけども、来年の4月からは、町民の方にとっては変わることはないのか、例えばいろんな申請、認定式になりますから、1号、2号、3号と、子どもを認定するという方向になるそうですし、就労が入園の今までの主な理由でしたが、今度の場合もっと項目が増えてまいります、その辺の町民への周知をどういうふうに考えて、訓子府町としてはどこの部分が保育料の設定でもそうですけども、どこの辺が変わるのかということをもう少し具体的に教えていただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園事務長。

○幼稚園・保育園事務長（中山信也君） 今ご質問いただきました。来年からの制度施行に始まりまして、町内ではどういうふうになるのかというご質問ございました。

議員が言われるように保育を必要とする認定というかたちが春からとっていかなければならない状況になっております。今、決められているのが3歳以上につきましては、保育

を必要としない場合が1号認定、保育必要とする場合は2号認定、3歳未満児につきましては、3号認定というかたちになりますけれども、今までの状況と基本的には変わらない状況で進めていきたいというふうに考えております。

また、保育料の関係でございますけれども、国のほうからは、秋口にそういった利用者の負担の限度額というものが示されてきてございます。ただ、あくまでも限度額でございます。本町にとっております保育料につきましては、それよりかなり減額して設定している状況でございます。ただ、かたちなんですけれども、所得階層の今回大幅な変更がございました。ただ、基準としましては、今までより高くなることのないよう、いろいろな調整を今後進めていくようなかたちで今、本町の保育の料金との調整の作業を進め、なるべく早い段階でお知らせできるように進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 以前の質問の中でお答えとして、何か25年4月からこども未来課の設置をというふうにお答えがあったんですが、その辺はどういうふうになっているのか、体制づくりですね、今相談なされているということですが、その辺が一つと28年のこども園開設に向けたこの制度の影響というのはどういうふうになっているのか。再度伺いますが、町民への周知はいつ行われるのか。その3点。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、私のほうからこども未来課の関係についてお答えしたいと思っております。町長ともご相談させていただいている部分で申し上げますと、こども未来課の設置につきましては、こども園開設と同時にこども未来課というのを設置しようというふうに考えておまして、今の予定としては28年4月にこども園開設に向けて今、進めているところですので、来年度に向けたこども未来課の体制等も町部局と十分協議しながら設置に向けて推進してまいりたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長する件は可決されました。

本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

引き続き、教育長。

○教育長（林 秀貴君） 子ども子育て支援新制度の影響の関係でございます。本町のこども園等含めて、確かにうちの場合で申し上げますと、こども園の開設が再来年度になるということで、そここのところを見据えながら新しい制度の中で今いろんなことを進めようとしているのがうちの基本的な考えということで、先ほど答弁で申し上げましたように今度の制度の中で申し上げますと、従前ありました「次世代育成支援対策推進法」に基づくものが基本となっておりますので、大きく変わる部分では今、西山議員がおっしゃっている、例えば待機児童解消を目的としておりますので、例えば保護者の就労状態を見た中での認定事務がまず一つと、あと保育料の関係が変わるといえるか、ただ、先ほど前段私申

し上げましたように、保護者に混乱を招かないようなことも考えなきゃなりませんので、27年4月の制度のスタートと私どもの28年4月こども園のスタートが乖離かいりしているというか、差がありますので、その辺を見極めながら保護者に向けてですね、混乱のないように努めてまいりたいと思っています。

それと制度の周知という部分で申し上げますと早い時期に保護者向けなり、町民に向けて制度周知を行っていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 二つ目の奨学金の話なんですけど、私自身あまりよくわからなかったんですけど、うちの町が一体いつからこの奨学金貸付制度が設けられているのか、その辺伺いたいと思うんですけど、調べますと全道で奨学金制度を設けている市町村は本当に少ないんですね。市で20、町村で38、管内では美幌町と訓子府町と湧別町、それに驚きました。それで今、大学の日本奨学金制度でしたか、そういうのも、要するに経済的に苦しいからお金を借りるわけですけども、そのお子さんたちがいざ就職をして長い期間返済していくわけですから、借金を先につくるかたちになって、それがちゃんとした職業に就けるんならいいけれども、なかなか就職難で就けなかったときに、その借金だけが残ってしまうという全国的にそういう状況がありますけれども、本町の場合、今まで何年この奨学金をやっているかわからないですけど、返済のほうがうまくいっているのかどうか、その現状を教えてくださいたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） この制度につきまして、要綱が昭和53年ということなので、おそらく53年から実施されていると思えますけども、償還につきましてはスムーズにかなりいってるんですけども、過去ちょっと前に調べたことがあるんですけども、1件生保の関係で町外に出た方を償還免除にしたという例が1件あるというふう聞いています。

それとあと現状なんですけども、現状でちょっと滞りがちという方も実際に2件おります。そこら辺については、今も月に1万円ずつ入れてもらうとか、そういう対応はとっていますけども、比較的ほかのところというほどの滞るとかそういった事態は、まだ起きてはいないということになります。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） うちの町の奨学金は、すごく良心的な返済方法をとっています。ただ全道で見ますと今、給付型の、貸付ではなくて給付型の制度もできてきて、やはり借金を次世代の子どもたちに背負わせないという給付型ができていますので、北海道とか、そういうところでやっている給付型もありますので、そういう情報を中学生、高校生の方たちにできるだけ的確に情報を流していただければと思います。

就学援助もそうですけれどもやはり訓子府町の場合ひとり親家庭が多いというふうに向っていますし、数字的にもずっとここ7、8年を見ても、その数字が余り変わらないということは、生活状況があまり変わってないのかな。子どもは減っているけれども、やはり大変な家庭が増えているのかな、逆にと思えますので、その辺きめ細やかな対応をしていただきたいと思えます。

残り1分ですけども、何かあれば教育長お願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

残り少ないです。

○教育長（林 秀貴君） 経済格差による教育の機会均等の関係もございますけど、私どもやっている就学援助なり、奨学資金貸付を十分活用できるような体制づくりと、議員おっしゃっているように、他に国や道の制度もございますので、その辺の情報を共有しながら、周知に努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） これで、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 3番、西山由美子君の質問が終わりました。

#### ◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度に散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も引き続き、一般質問を継続いたしますので、ご参集のほどよろしく願いをしたいと思います。

明日は午前9時30分からでございます。

ご苦労様ございました

散会 午後4時 6分